

日向市ごみ処理基本計画（素案）
令和 8（2026）年度～令和 17（2035）年度

令和 8（2026）年 3 月

日向市

目 次

第1章	基本的事項	1
第1節	計画策定の基本的考え方	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置付け	2
3.	計画の期間	3
4.	適用範囲	3
第2節	地域の概況	4
1.	位置・地勢	4
2.	気候	4
3.	人口	5
4.	産業構造	6
5.	土地利用	6
6.	関連計画	7
第2章	ごみ処理の現況	9
第1節	ごみ処理の体制	9
1.	分別区分	9
2.	収集・運搬	10
3.	中間処理施設	11
4.	最終処分場	12
5.	ごみ処理フロー	12
第2節	ごみ処理の実績	14
1.	ごみ排出量	14
2.	資源化量	16
3.	収集・運搬	17
4.	中間処理	18
5.	最終処分量	20
6.	ごみの組成	21
7.	減量化・資源化及び適正処理の取り組み	22
8.	市民アンケート結果	24
第3節	ごみ処理の評価と課題	32
1.	目標値との比較	32
2.	類似自治体との比較	34
3.	評価と課題	35
第3章	ごみ排出量の将来予測	36
第1節	人口の将来予測	36
1.	人口の将来予測の方法	36

2.	予測結果.....	36
第2節	ごみ排出量の将来予測.....	37
1.	排出量原単位の将来予測.....	37
2.	予測結果.....	39
第4章	ごみ処理の基本方向.....	40
第1節	基本方針と目標値の設定.....	40
1.	計画の将来像.....	40
2.	基本方針.....	41
3.	目標値の設定.....	41
第2節	目標実現に向けた施策.....	44
1.	施策の体系.....	44
2.	施策の展開.....	45
第3節	ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項.....	53
1.	収集・運搬計画.....	53
2.	中間処理計画.....	56
3.	最終処分計画.....	58
第4節	その他ごみ処理に関し必要な事項.....	59
1.	廃棄物減量等推進審議会及びごみ減量化推進員.....	59
2.	一般廃棄物処理業許可方針.....	59
3.	海岸漂着物対策.....	59
4.	災害廃棄物対策.....	60
第5節	計画の進行管理.....	60

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の基本的考え方

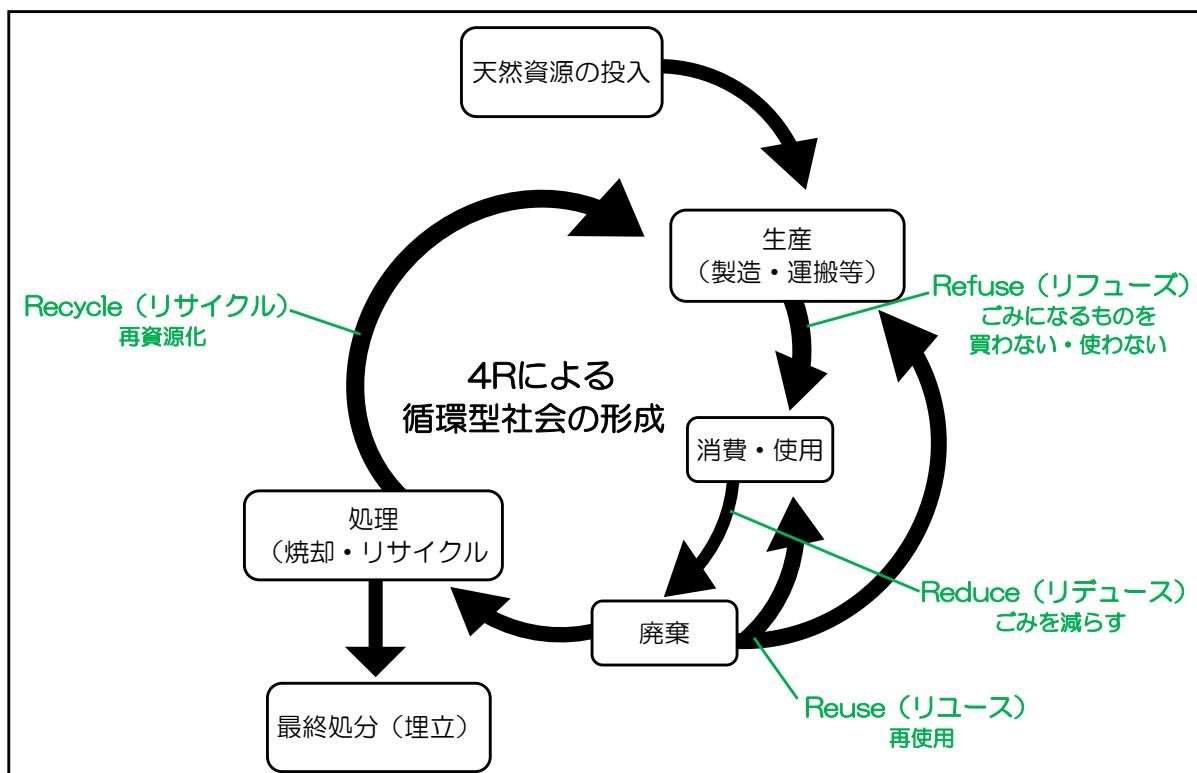
1. 計画策定の趣旨

本市では、平成28（2016）年3月に「日向市ごみ処理基本計画 平成28（2016）年度～令和7（2025）年度」（以下「現行計画」という。）を策定、令和3（2021）年3月に中間見直しを行い、ごみ減量の推進や資源回収率の向上、循環型社会の実現を目指し、4R（「発生回避（Refuse: リフューズ）」、「発生抑制（Reduce: リデュース）」、「再使用（Reuse: リユース）」、「再生利用（Recycle: リサイクル）」）によるごみの減量化や、安定したごみ処理の推進に取り組んできました。

また、この間、国では2050（令和32）年のカーボンニュートラルに向けて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する基本的な方針」（以下「廃棄物処理基本方針」という。）の変更や、プラスチックのさらなる資源化を目指した「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）が令和4（2022）年4月に施行されるなど、廃棄物分野を取り巻く環境は大きく変化しています。

これらの状況を踏まえ、現行計画の計画期間が令和7（2025）年度で終了することから、今回「日向市ごみ処理基本計画（令和8年度～令和17年度）（以下、「本計画」という。）」を策定します。

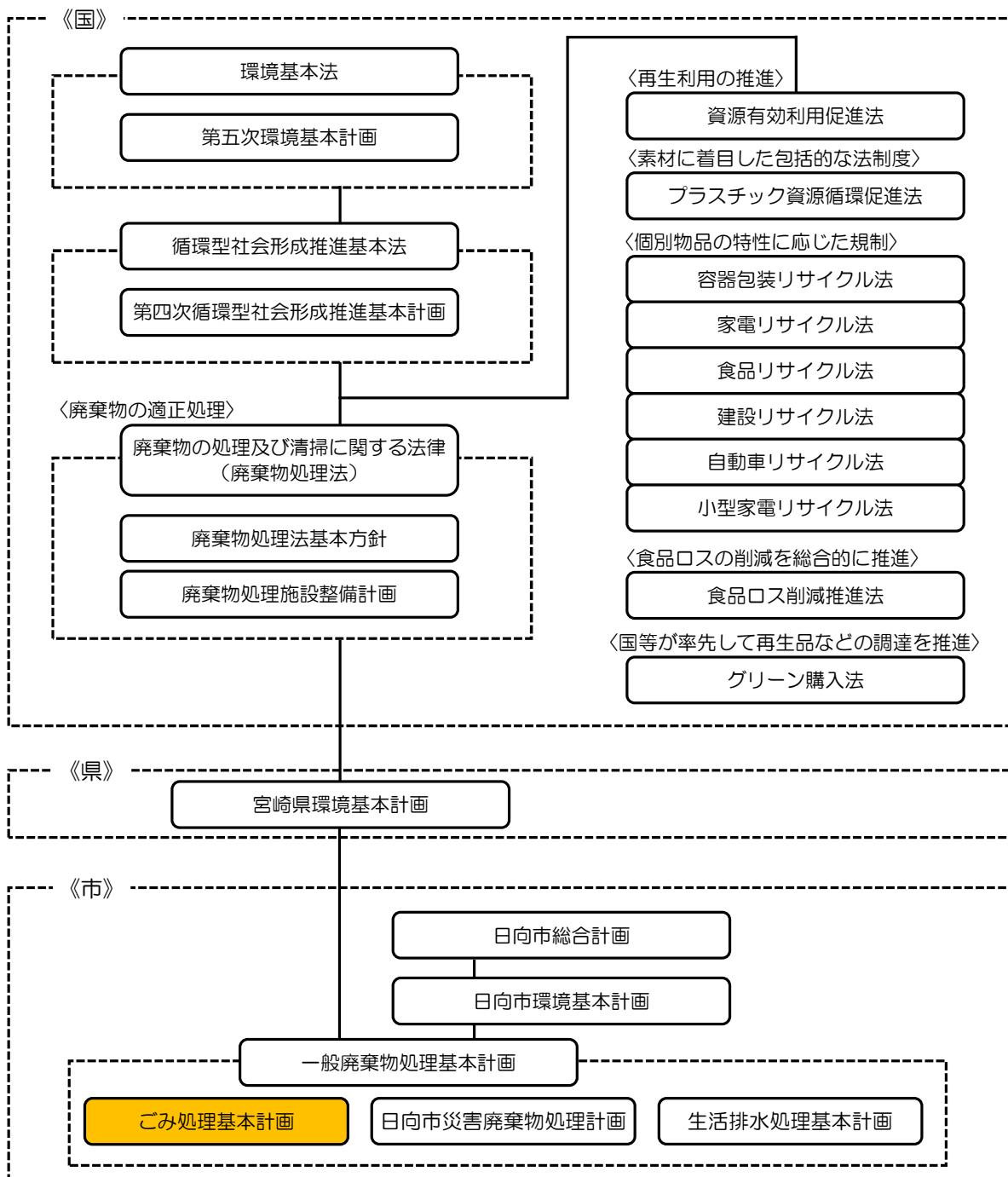
図 1-1 4Rによる循環型社会形成のイメージ



2. 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。) 第6条第1項に基づき、市町村における一般廃棄物の処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にし、日向市総合計画等の上位・関係計画との整合性を保つものとします。

図 1-2 計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間とします。また、計画策定から 5 年後（令和 12 年）に計画の進捗状況の評価を実施し、中間見直しを行います。なお、一般廃棄物処理・処分等に関わる諸条件に大きな変動があった場合なども、必要に応じて見直すものとします。

図 1-3 計画期間

年度	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
計画期間	初年度				中間 見直し					目標年度

4. 適用範囲

本計画は、日向市全域を対象地域とし、計画対象廃棄物は、し尿を除く一般廃棄物とします。

第2節 地域の概況

1. 位置・地勢

本市は、九州の東部、宮崎県の北東部に位置しており、北は門川町、西は美郷町、南は都農町及び木城町に接しています。総面積は 336.89km² であり、面積の約 76% が山地部となっており、尾鈴山系を南に、日向灘を東に望み、市西部の東郷地区から美々津・幸脇地区を耳川が貫流しています。

また、本市は、日向入郷圏域の交通の要である国道10号が南北に、国道327号及び国道446号が東西に通り、さらに国道10号に並行して東九州自動車道、JR日豊本線が縦断しています。

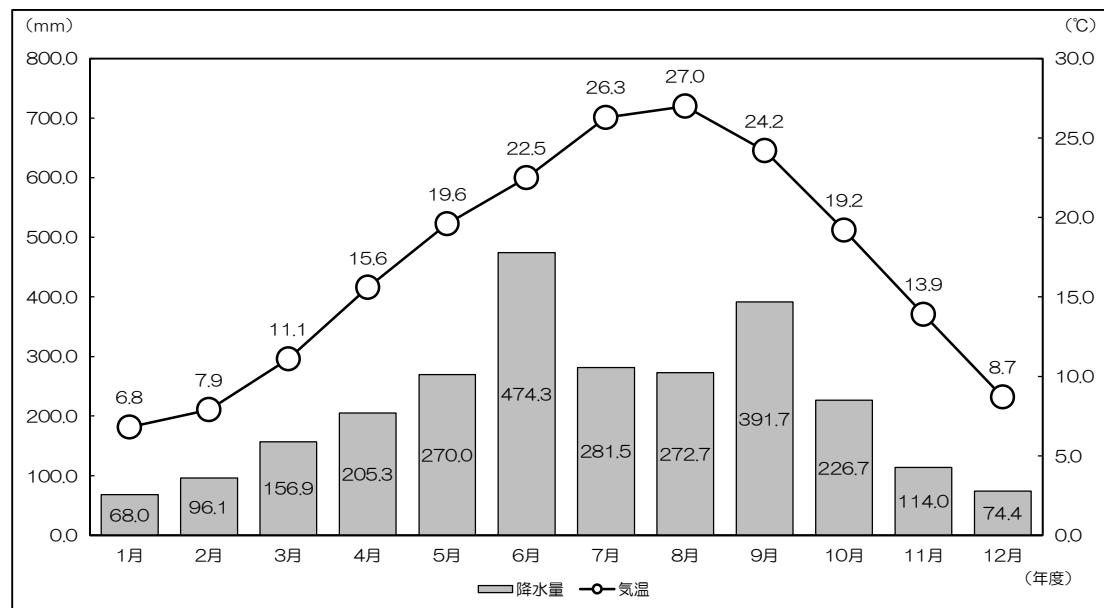
図 1-4 位置図



2. 气候

本市は、年間平均気温が約17度と温暖な気候であり、降雪を見ることはほとんどありません。年間降水量は2,000mmを超えており、日照時間は2,000時間を超えており、晴天に恵まれた地域です。

図 1-5 各月の平均気温と降水量（気象観測統計 1991～2020 年の平年値）



3. 人口

本市の人口は緩やかな減少傾向にある一方、世帯数は概ね横ばいであり、1世帯当たりの人員は減少傾向です。令和2（2020）年国勢調査における年齢別男女別人口では、65歳～74歳の年齢層が最も多くなっています。

また、日向市人口ビジョンの独自推計による人口の将来推計では、今後、人口減少及び少子高齢化が進行し、令和32（2050）年の65歳以上の高齢化率は41.1%となることが予測されており、少子高齢化・人口減少による対策が喫緊の課題となっています。

図 1-6 人口と世帯数の推移（住民基本台帳各年10月1日時点）

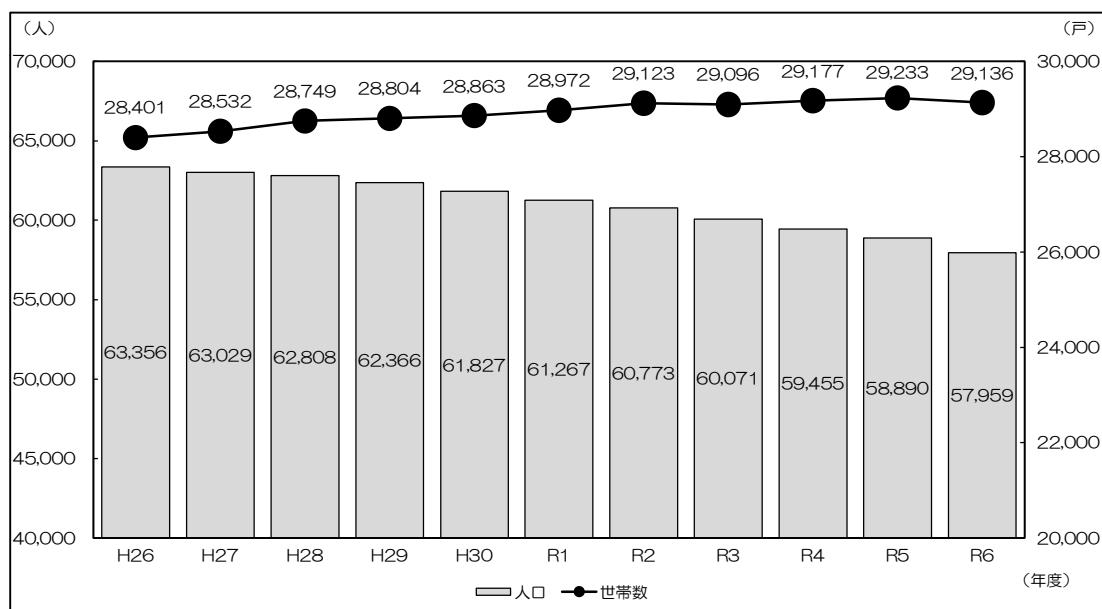
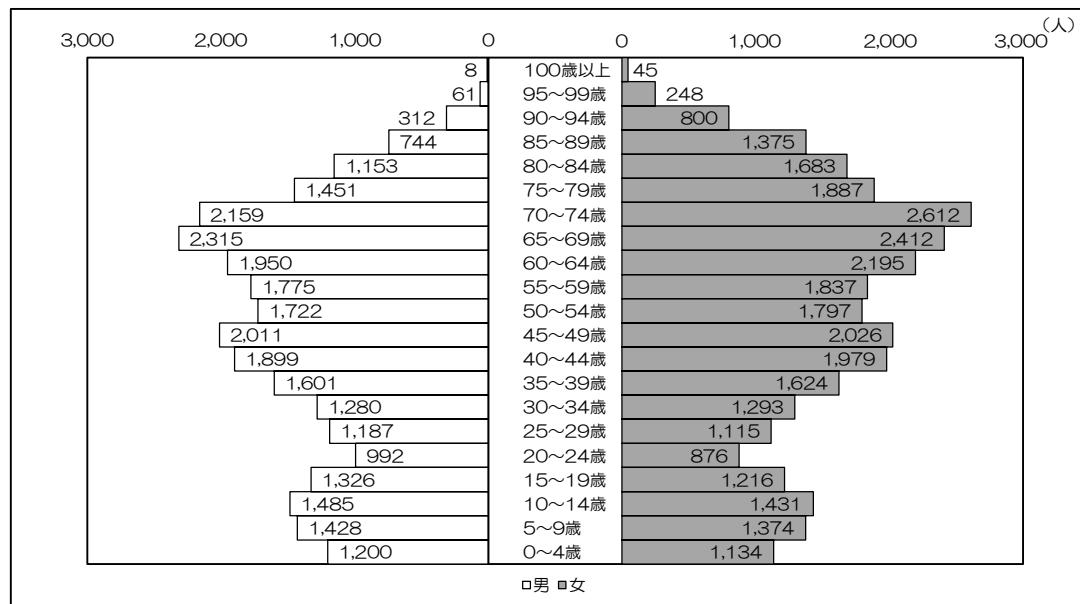


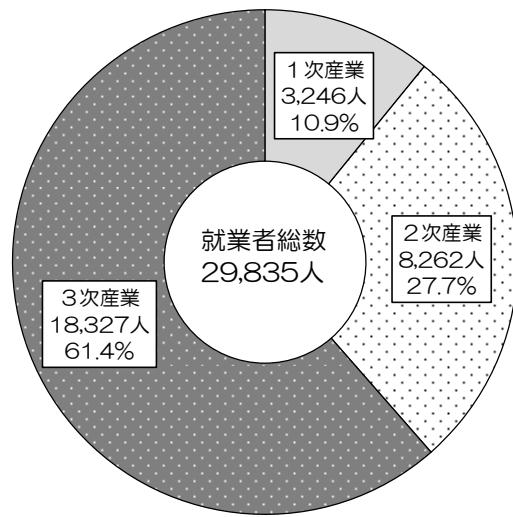
図 1-7 年齢（5歳階級）別男女別人口（令和2（2020）年国勢調査結果）



4. 産業構造

本市の産業別就業者数を見ると、第1次産業（農林水産業等）が3,246人で10.9%、第2次産業（建設業、製造業等）が8,262人で27.7%、第3次産業（運輸業、小売業、サービス業等）が18,327人で61.4%となっており、第3次産業が大きな割合を占めています。

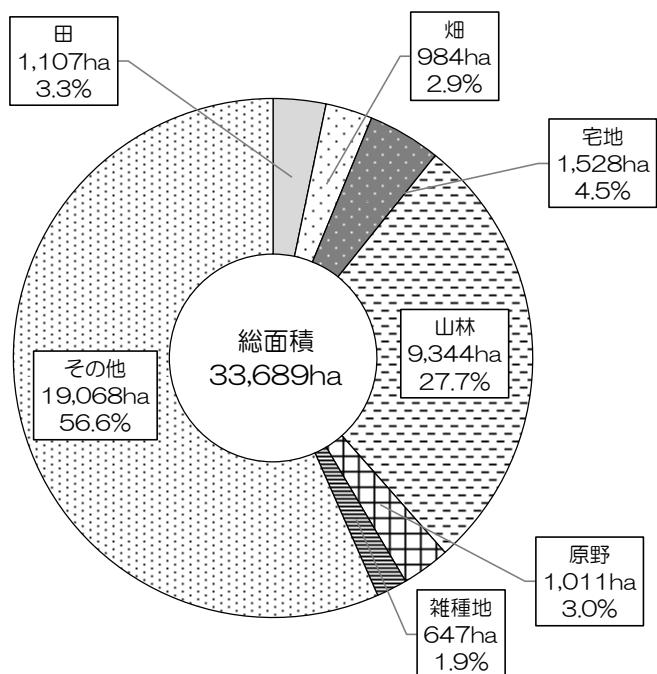
図 1-8 産業別就業者数
(令和2(2020)年国勢調査)



5. 土地利用

本市の土地利用を地目別土地面積で見ると、総面積33,689haのうち、田1,107ha(3.3%)、畠984ha(2.9%)、宅地1,528ha(4.5%)、山林9,344ha(27.7%)、原野1,011ha(3.0%)、雑種地647ha(1.9%)、その他(学校用地、公園、墓地、道路、保安林等)19,068ha(56.6%)となっています。

図 1-9 地目別土地面積
(統計ひゅうが 2023年度版 令和5(2023)年1月1日時点)



6. 関連計画

本計画の上位計画である「日向市総合計画」及び「日向市環境基本計画」の施策体系を示します。

「第3次日向市総合計画」(令和7年(2025)年1月策定)では、環境分野の基本目標を「人と地球に優しく、安全で安心して生活できる災害に強いまち」としています。

また、「第3次日向市環境基本計画」(令和7年(2025)3月策定)では、将来像を「未来へつなぐ、みんなでつなぐ、美しいまち ひゅうが」とし、4Rによるごみの減量化・資源化の推進と、安全・安心で安定したごみ処理体制の推進に取り組むこととしています。

図 1-1-0 第3次日向市総合計画(令和7年(2025)年1月策定)の施策体系



図 1-1-1 第3次日向市環境基本計画（令和7（2025）年3月策定）の施策体系

将来像	環境目標	施策の方向性	施策の内容
未来へつなぐ、みんなでつなぐ、美しいまち ひょうが	地球環境 地球の環境を考え守り、適応していくまち	省エネルギー対策の推進	暮らしにおける省エネルギー対策/事業活動における省エネルギー対策/地域における省エネルギー対策
		再生可能エネルギーの普及拡大	公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入/市内への再生可能エネルギー導入・活用推進
		総合的な地球温暖化対策の推進	吸収源対策/基盤的施策の推進/気候変動への適応
	資源循環 資源を大切にする持続可能なまち	4Rによるごみの減量化・資源化の推進	ごみの発生抑制・再使用の推進/4Rの推進
		安全・安心で安定したごみ処理の推進	ごみの適正処理の推進/安全で適正なごみ処理体制の構築
	自然環境 豊かな自然が生き物を育むまち	森、里山の保全と活用	森林の保全と活用/潤いのある農村地域の形成/環境保全型農業の推進/地産地消の推進
		水質と水辺環境の保全	水源の環境保全/水質保全対策の推進/水辺環境の保全と整備
		生物多様性の保全	動植物の生息、生育環境の保全/定期的なモニタリングの実施
	生活環境 自然と調和した快適に暮らせるまち	環境の監視と保全対策の推進	環境モニタリングの実施/公害防止及び環境保全対策の実施
		快適な都市空間の創造	公園、緑地の整備/土地区画整理、住環境の整備/ユニバーサルデザインの導入
		美しい景観の保全	美しい景観の保全と形成/美化運動の推進
		歴史的、文化的環境の保全と活用	地域の伝統文化や文化財の伝承/芸術文化活動の振興
	協働連携 環境にやさしい協働の取組があるまち	環境学習の推進	環境学習の機会確保/環境情報の提供
		環境保全活動の推進と支援	団体の育成と活動の活性化/人材の育成と活用/協働の体制と仕組みづくり

第2章 ごみ処理の現況

第1節 ごみ処理の体制

1. 分別区分

ごみの分別は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物及び直接持ち込みごみ（粗大ごみ、一時多量ごみ、剪定枝等）とし、資源物については、以下のとおりとなっています。また、収集及び施設での受入ができない排出禁止物は、表 2-2 のとおりとなっています。

表 2-1 ごみ分別区分

分別区分	主な品目	排出方法・排出容器
燃やせるごみ	台所ごみ、木・草類、皮革・ゴム類、紙・布類（資源物の古紙類・古布類以外のもの）、プラスチック類（資源物のプラスチック製容器包装、ペットボトル以外のもの）、非感染性の在宅医療廃棄物（輸液バッグ、チューブ等）等	15～45Lの完全透明袋
燃やせないごみ	金属類（資源物の缶類以外のもの）、ガラス・陶磁器類（資源物のあきびん以外のもの）、その他複合製品（金属類、ガラス・陶磁器類等と他の素材が複合してできているもので、容易に分離できないもの）等 有害ごみ（蛍光管、乾電池、ライター、水銀体温計、モバイルバッテリー、電子たばこ等）	15～45Lの完全透明袋 ※蛍光灯はケース・紙等で包む ※有害ごみは透明の小袋でも可
資源物	プラスチック製容器包装	容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製の容器包装（ただし、ペットボトル、ラップ、除草剤等の家庭園芸用薬品容器、在宅医療廃棄物、汚れが容易にとれないものを除く。）
	古紙類（4分別）	新聞・折り込みチラシ、ダンボール、紙パック、雑誌・その他の紙
	古布類	衣類、シーツ、タオル、ハンカチ等（ただし、布団、座布団、毛布、枕、皮革製品、下着、カーテン、カーペット等を除く。）
	あきびん（3分別）	無色、茶色、その他の色（油びん、乳白色のびんを除く）
	ペットボトル	容器包装リサイクル法に基づくポリエチレンテレフタレート製の容器（ただし、ふた・ラベルを除く。）
粗大ごみ	缶類（2分別）	飲食用缶、カセットボンベ・スプレー缶
	焼却系	ゴルフバッグ、衣装ケース等、燃やせるごみのうち、おおむね80cm以上のもの（ただし、家具等の木製品は破碎系粗大ごみとする。）
	破碎系	自転車、家電製品等、燃やせないごみのうち、おおむね80cm以上のもの
一時多量ごみ		引越し、樹木の剪定等に伴い、1回に持ち出す量が30kg（おおむね4袋）以上、又は1袋あたり10kg以上となる場合
剪定枝		日向市剪定樹木木質バイオマス燃料化事業要綱に基づく、燃料化が可能な剪定枝（ただし、燃料化対象外の剪定枝は、燃やせるごみとする。）

※1 燃やせるごみ、燃やせないごみのうち、指定袋に入らないもので、粗大ごみ、一時多量ごみに該当しないものは、ひも等で束ねる又は表示の貼付等により集積所に持ち出し可能

※2 犬・猫等の死体は、原則、排出者が処理施設に直接持ち込むものとしますが、直接持ち込みが困難な場合は、事前協議のうえ市が収集運搬することが可能

表 2-2 排出禁止物の種類と処理方法

種類	処理方法
家電リサイクル法の対象家電（冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・テレビ・エアコン・保冷庫・冷温庫）	家電小売店・許可業者への依頼、又は、指定引取場所への持ち込み
二輪車（バイク）	バイクメーカー等が実施している、二輪車リサイクルシステムで処理
小型充電式電池・ボタン電池	電気店等の回収協力店に置いてある回収専用箱
消火器	メーカー団体が実施するリサイクルシステムで処理
感染性の在宅医療廃棄物（注射針・採血用穿刺針・翼状針、カートリッジ・注射筒）	処方された医療機関・調剤薬局
その他処理困難物（土・石、石油類、塗料類、農薬・劇薬・タイヤ・バッテリー、ガスボンベ等）	専門業者、販売店、取扱店等に相談（一般家庭分の少量の土・石については一部受入）
フロン類使用製品（製氷機、ウォーターサーバー等）	市内のフロン類回収協力業者に回収証明書（有料）を発行してもらい、処理施設に搬入

2. 収集・運搬

家庭系ごみの収集・運搬については、民間事業者へ委託しており、事業系ごみについては、排出事業者が自らの責任において適正に処理するものとし、収集運搬を委託する場合は、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼するものとします。

また、高齢者等のごみの排出が困難な世帯に対しては、戸別に収集を実施する「まごころ収集」を市の直営にて行っています。

収集箇所数は、令和7（2025）年4月現在、クリーンステーション1,544か所、資源物集積所418か所、古紙集積所（東郷地域のみ）36か所となっています。

表 2-3 家庭系ごみ収集運搬体制

区分	車両	主体	収集回数	方式
燃やせるごみ	塵芥車8台	委託	週2回	ステーション
燃やせないごみ	塵芥車8台		月1回	
有害ごみ	塵芥車4台		週1回	
資源物	古紙、古布、あきびん、缶類、ペットボトル		月2回	
	プラスチック製容器包装		直営	戸別
まごころ収集（令和7年度平均 約70世帯）	トラック2台		適時	

3. 中間処理施設

(1) ごみ焼却施設

本市から排出される燃やせるごみは、日向東臼杵広域連合（構成市町村：日向市、門川町、美郷町、諸塙村、椎葉村）が所管する清掃センターにて焼却処理を行っています。



表 2-4 清掃センターの概要

名称	日向東臼杵広域連合 清掃センター
所在地	日向市大字富高 2192 番地
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉
処理能力	160 t／日 (80 t／24h ×2炉)
付帯施設	排ガス高度処理施設、灰固化形化施設
竣工	平成3(1991)年3月

(2) 燃やせないごみ・粗大ごみ・資源物処理施設

ひゅうがリサイクルセンター（以下「リサイクルセンター」という。）では、燃やせないごみや粗大ごみを処理し、資源物の直接持込や古紙を除く品目の中間処理が可能です。ペットボトルやプラスチック製容器包装を中間処理する機能を有している民間施設です。



表 2-5 ひゅうがリサイクルセンターの概要

名称	株式会社 黒田工業 ひゅうがリサイクルセンター
所在地	日向市竹島町1 番地 86
敷地面積	約 40,000m ²
建築面積	約 10,000m ²
処理対象	一般廃棄物及び産業廃棄物の中間処理、容器包装リサイクル再生事業
操業開始	平成19(2007)年4月

4. 最終処分場

日向市一般廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という。）では、清掃センターにて焼却処理の過程で発生する焼却残さや、リサイクルセンターでの資源化工程で発生する不燃残さの埋立処分を行っています。



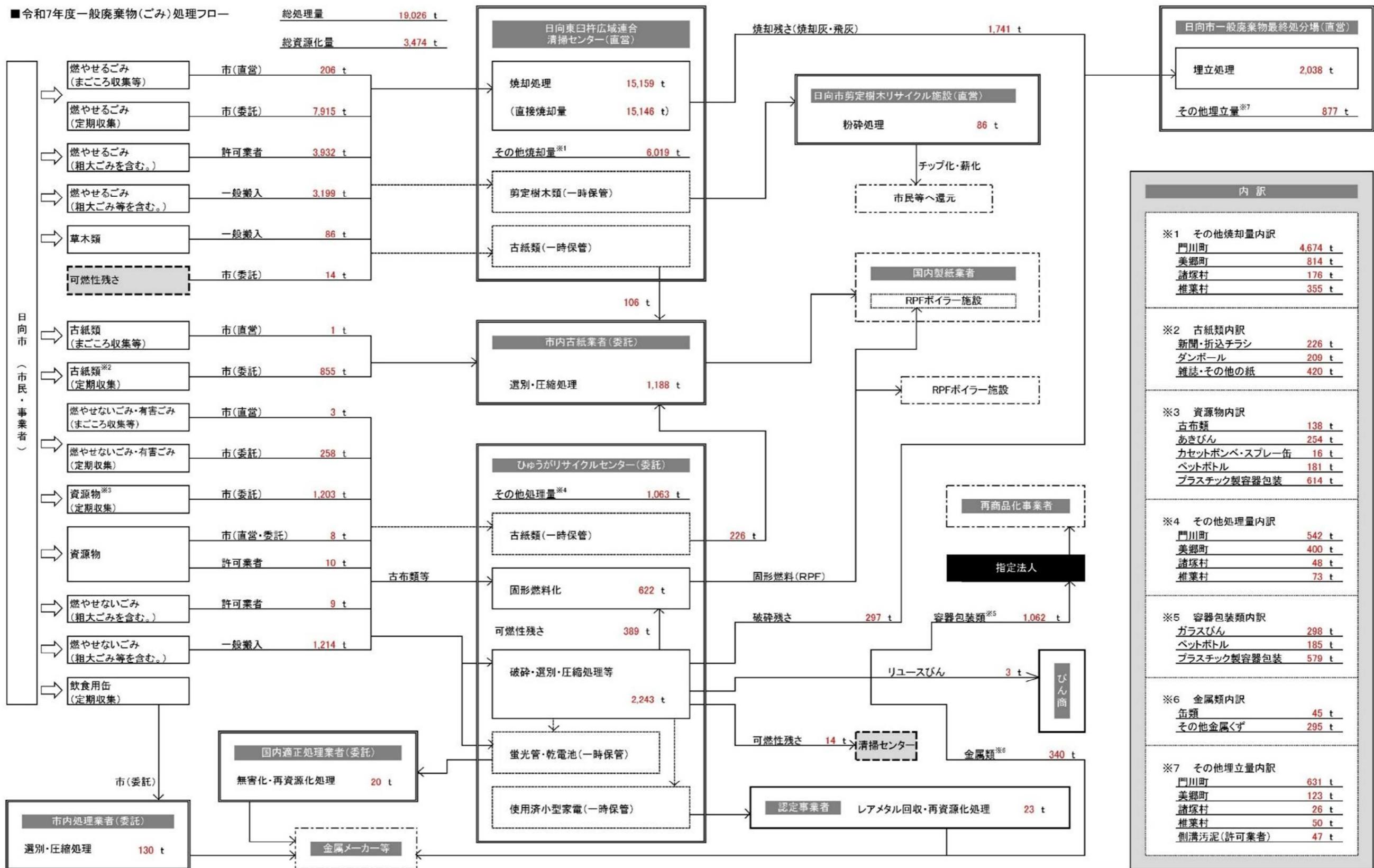
表 2-6 日向市一般廃棄物最終処分場の概要

名称	日向市一般廃棄物最終処分場	
所在地	日向市大字富高 1440 番地	
埋立面積	12,700m ²	
埋立容積	127,000m ³	
埋立構造	アスファルトシート+不透水性土の二重構造	
埋立対象物	焼却残さ、不燃残さ	
浸出水	処理能力	300 m ³ ／日
処理施設	処理方式	回転円盤+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭
竣工	平成 12 (2000) 年 3 月	

5. ごみ処理フロー

令和 7 (2025) 年 4 月時点のごみ処理フローは次のとおりです。

図 2-1 ごみ処理フロー



※数値は令和3年度実績を小数点以下第1位で四捨五入しています。

※事業所から排出される古紙、食品リサイクル法に基づく生ごみ等、民間(許可業者等)のみの処理ルートについては省略しています。
※令和2年度から収集運搬業務が完全民間委託となつたため、「市(直営)」部分の推計が困難な箇所があります。

第2節 ごみ処理の実績

1. ごみ排出量

(1) ごみ総排出量と1人1日当たりごみ排出量

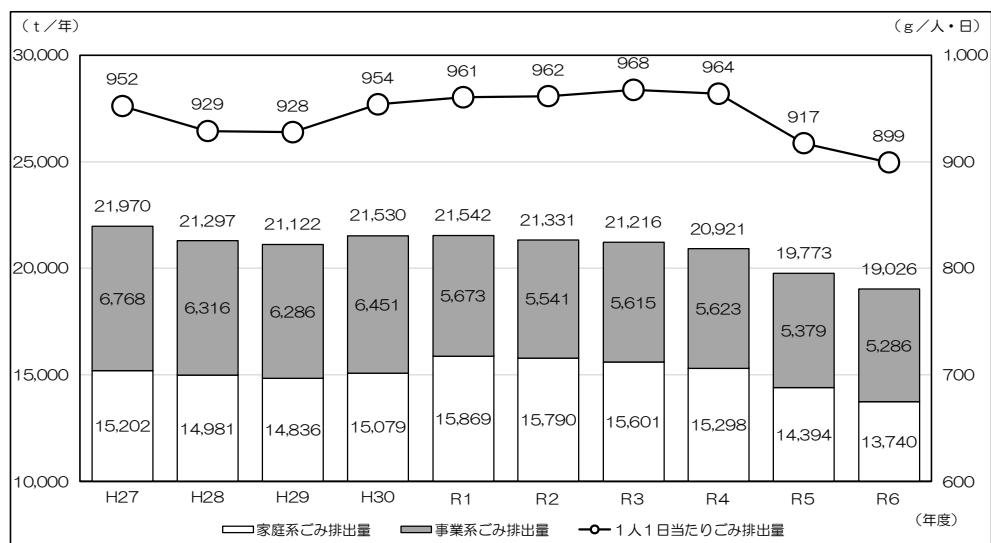
本市の過去10年間におけるごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移は、図2-2のとおりです。平成30（2018）年度、令和元（2019）年度に微増となりましたが、概ね減少傾向となっています。

排出形態別でみると、家庭系ごみは平成29（2017）年度まで減少傾向でしたが、平成30（2018）年度、令和元（2019）年度で増加した後、減少傾向となっています。事業系ごみは多少の増減はありますが、概ね減少傾向となっています。

1人1日当たりごみ排出量は、平成29（2017）年度まで減少傾向でしたが、平成30（2018）年度の増加以降は概ね横ばいとなり、令和5（2023）年度、令和6（2024）年度は大きく減少しています。

また、種類別・排出形態別の1人1日当たりのごみ排出量を表2-7に示します。

図2-2 ごみ排出量と1人1日当たりごみ排出量の推移



(2) ごみの種類別発生量

ごみの種類別発生量の推移は図 2-3 のとおりです。燃やせるごみは平成 29 (2017) 年度までは減少傾向でしたが、平成 30 (2018) 年度、令和元 (2019) 年度に増加し、以後は減少傾向となっています。燃やせないごみは多少の増減はありますが、概ね横ばいとなっています。資源物は減少傾向となっています。

図 2-3 ごみ種類別発生量の推移

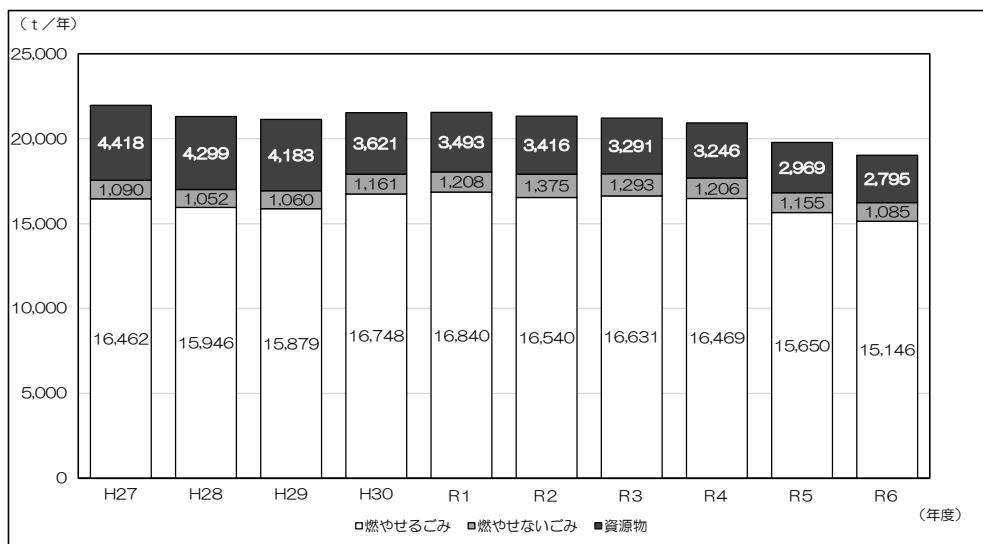


表 2-7 1人1日当たりごみ排出量の推移

区分	年度											
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
1人1日当たり	(g)	952	929	928	954	961	962	968	964	917	899	
家庭系	(g)	659	653	652	668	708	712	712	705	668	649	
燃やせるごみ	(g)	469	466	468	489	499	497	503	501	477	467	
燃やせないごみ・粗大ごみ	(g)	37	39	39	38	54	62	59	55	53	51	
資源物	(g)	152	148	145	141	155	153	149	149	137	131	
事業系	(g)	293	276	276	286	253	250	256	259	250	250	
燃やせるごみ	(g)	244	230	230	254	252	249	255	258	249	249	
燃やせないごみ・粗大ごみ	(g)	10	7	8	13	0	0	0	0	0	0	
資源物	(g)	39	39	39	19	1	1	1	1	1	1	

2. 資源化量

本市では、アルミ缶・あきびん・古紙類を対象とした資源回収事業を開始して以降、計画的に分別の対象品目を拡大しています。

回収した資源物は不適物の除去を行い、あきびん・ペットボトル・プラスチック製容器包装は、容器包装リサイクル法に基づき再商品化事業者へ引き渡し、古紙類・缶類は市内のリサイクル事業者へ売却しています。その他にも、古布類は固形燃料化するなど、それぞれリサイクルしています。

また、これまで資源化してきた乾電池に加え、蛍光管や使用済小型家電についても、燃やせないごみから選別・回収し、リサイクル事業者へ引き渡しています。

総資源化量及び資源化率の推移は図 2-4 のとおりです。総資源化量、資源化率ともに減少傾向となっています。

図 2-4 総資源化量と資源化率の推移

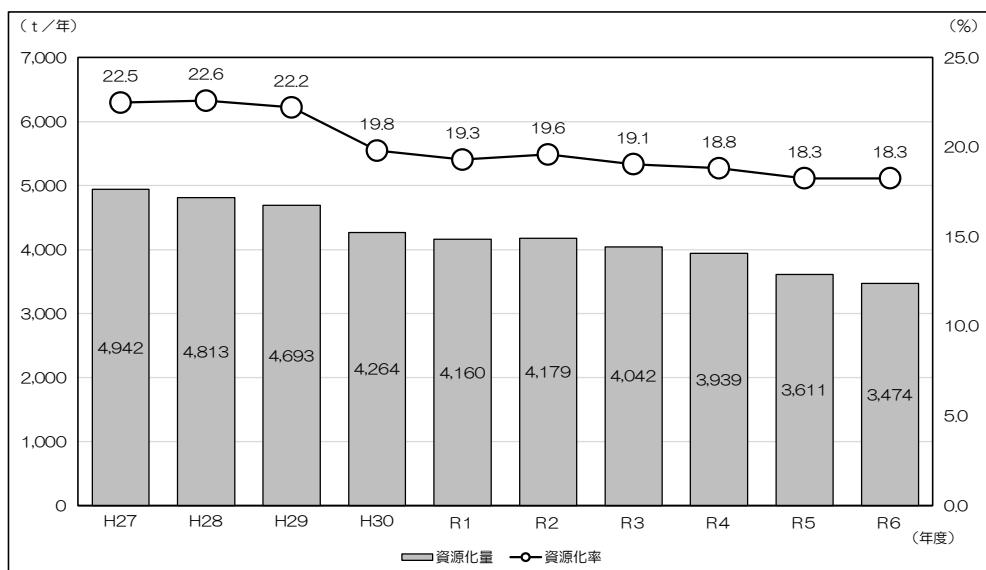


表 2-8 品目別資源化量の推移

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
古紙類	(t)	2,128	1,969	1,869	1,795	1,689	1,568	1,488	1,450	1,309	1,188
古布類	(t)	294	270	279	277	297	308	290	268	251	234
金属類	(t)	471	476	453	545	573	660	619	560	516	512
ガラス類	(t)	376	363	363	359	340	335	333	326	309	301
ペットボトル	(t)	158	158	168	168	173	180	180	180	188	185
プラスチック製容器包装	(t)	565	554	571	560	571	587	582	573	580	579
草木類	(t)	658	722	701	222	186	182	150	185	100	86
その他	(t)	291	301	289	338	331	360	400	397	359	389
合計	(t)	4,942	4,813	4,693	4,264	4,160	4,179	4,042	3,939	3,611	3,474
リサイクル率	(%)	22.5	22.6	22.2	19.8	19.3	19.6	19.1	18.8	18.3	18.3

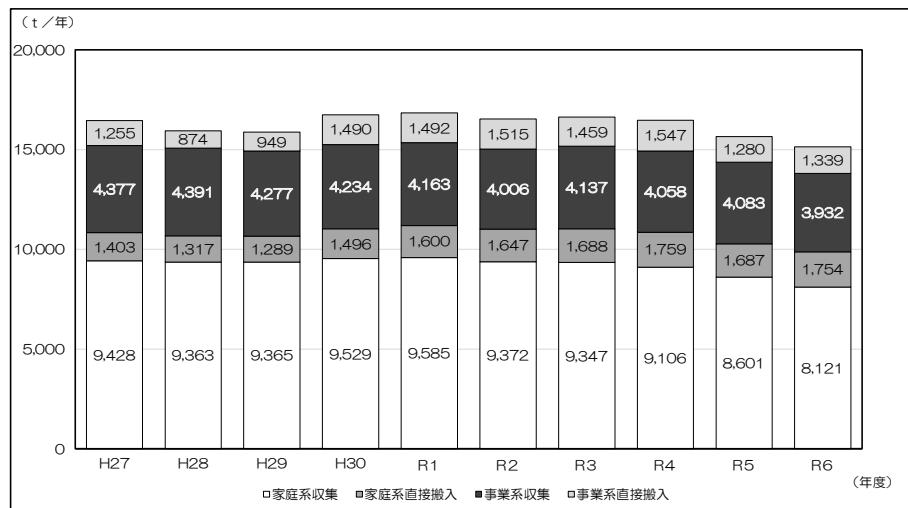
3. 収集・運搬

(1) 燃やせるごみ

燃やせるごみの排出量の推移は図 2-5 のとおりです。家庭系収集量は、令和4(2022)年度までは概ね横ばいでしたが、令和5(2023)年度、令和6(2024)年度と大きく減少しています。家庭系直接搬入量は、多少の増減はありますが、緩やかに増加しています。

また、事業系収集量は、緩やかに減少しており、事業系直接搬入量は多少の増減はありますが、概ね横ばいとなっています。

図 2-5 燃やせるごみ排出量の推移

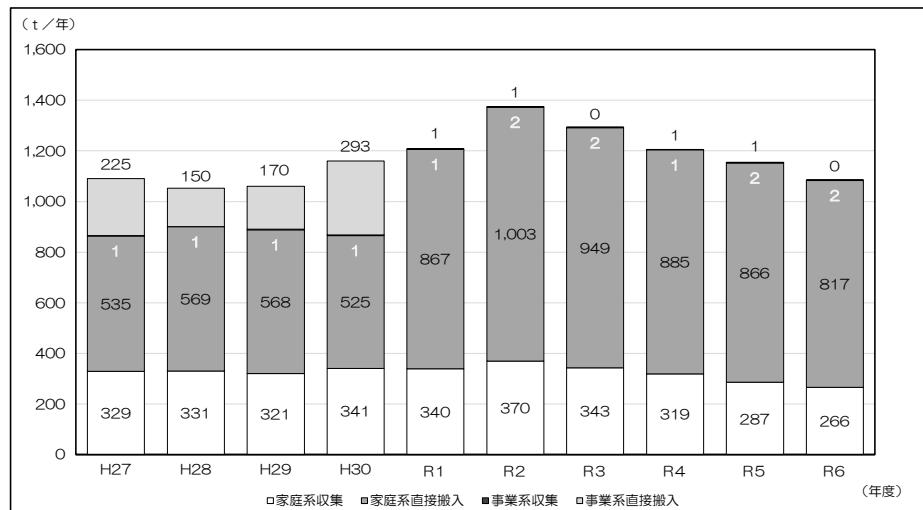


(2) 燃やせないごみ

燃やせないごみの排出量の推移は図 2-6 のとおりです。家庭系収集量は令和元(2019)年度までおおむね横ばいでしたが、令和2(2020)年度に大きく増加し、以後は減少傾向となっています。事業系収集量は概ね横ばいで推移しています。

なお、令和元(2019)年度の家庭系及び事業系直接搬入量の大きな変動については、それ以前の按分率による推計から実測に変更したことによります。

図 2-6 燃やせないごみ排出量の推移

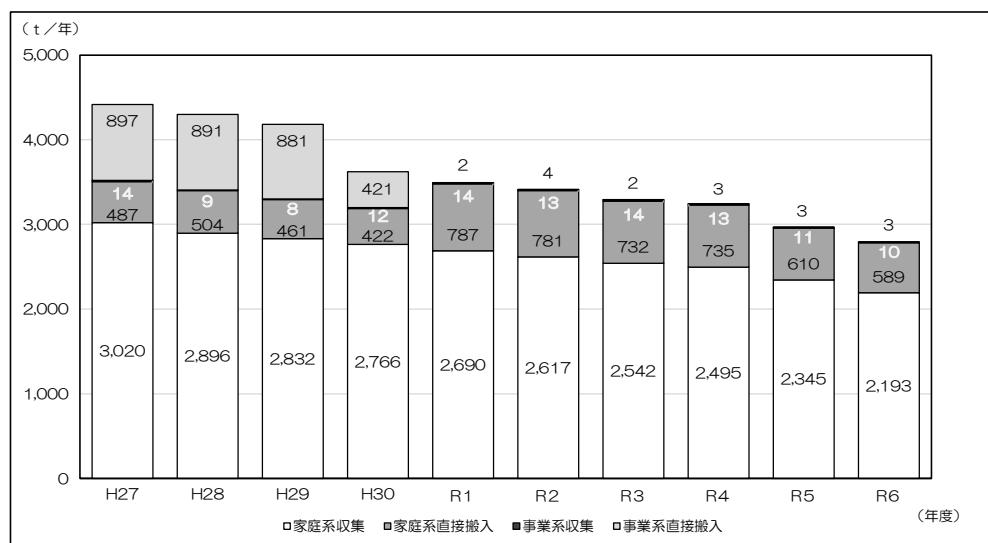


(3) 資源物

資源物の排出量の推移は図 2-7 のとおりです。家庭系収集量は減少傾向となっています。事業系収集量は概ね横ばいで推移しています。

なお、令和元(2019)年度の家庭系及び事業系直接搬入量の大きな変動については、それ以前の按分率による推計から実測に変更したことによります。

図 2-7 資源物排出量の推移

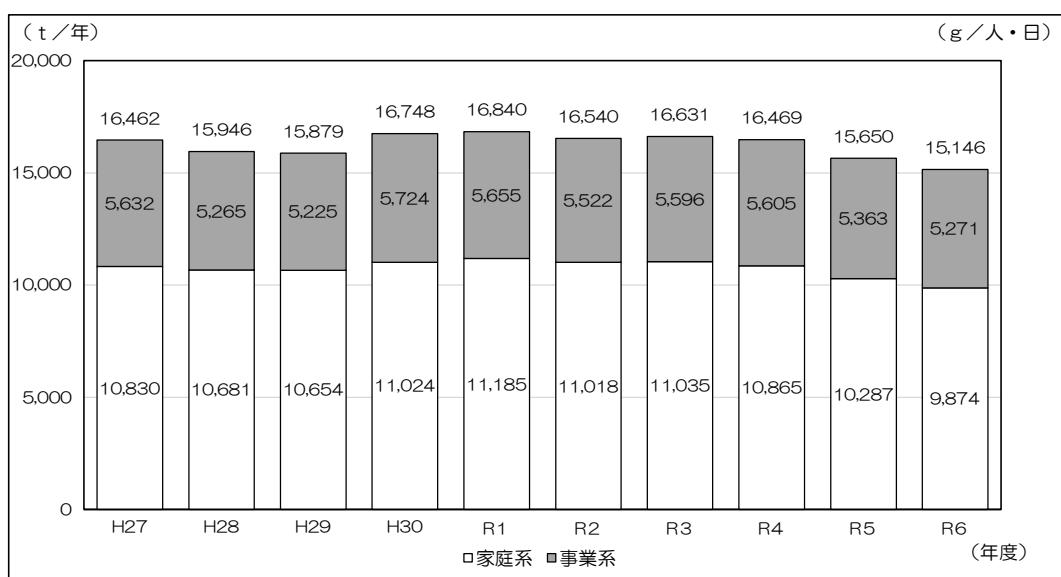


4. 中間処理

(1) 直接焼却量

清掃センターでの焼却量の推移は図 2-8 のとおりです。燃やせるごみ排出量と同様に平成 30 (2018) 年度、令和元 (2019) 年度に増加した後、減少傾向となっています。

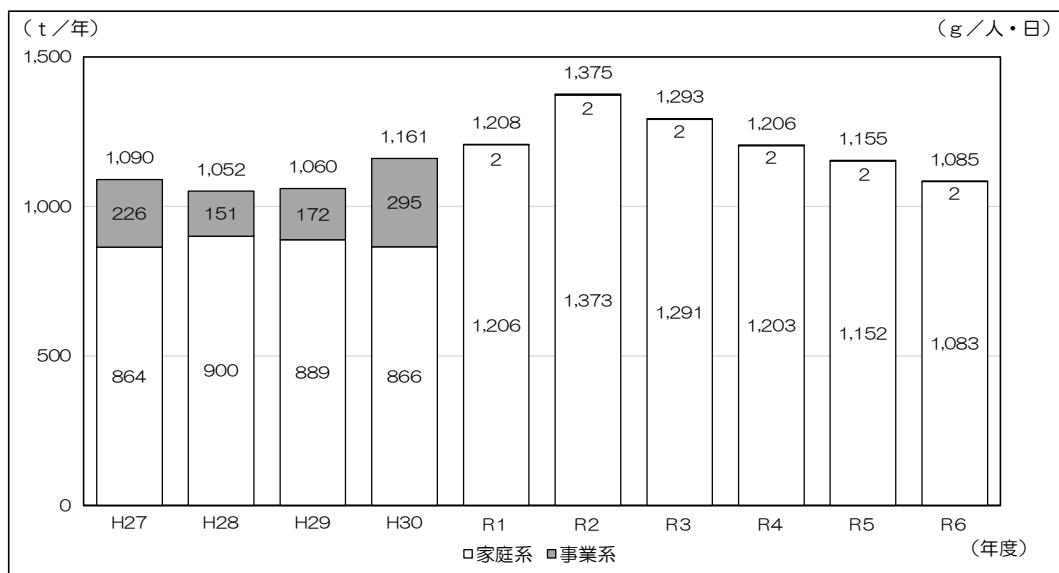
図 2-8 直接焼却量の推移



(2) 破碎処理量

リサイクルセンターでの燃やせないごみと粗大ごみの破碎処理量の推移は図 2-9 のとおりです。平成 30(2018) 年度から令和 2(2020) 年度にかけて増加しましたが、以降は減少傾向となっています。なお、令和元(2019) 年度の事業系処理量の大きな減少については、それ以前の按分率による推計から実測に変更したことによります。

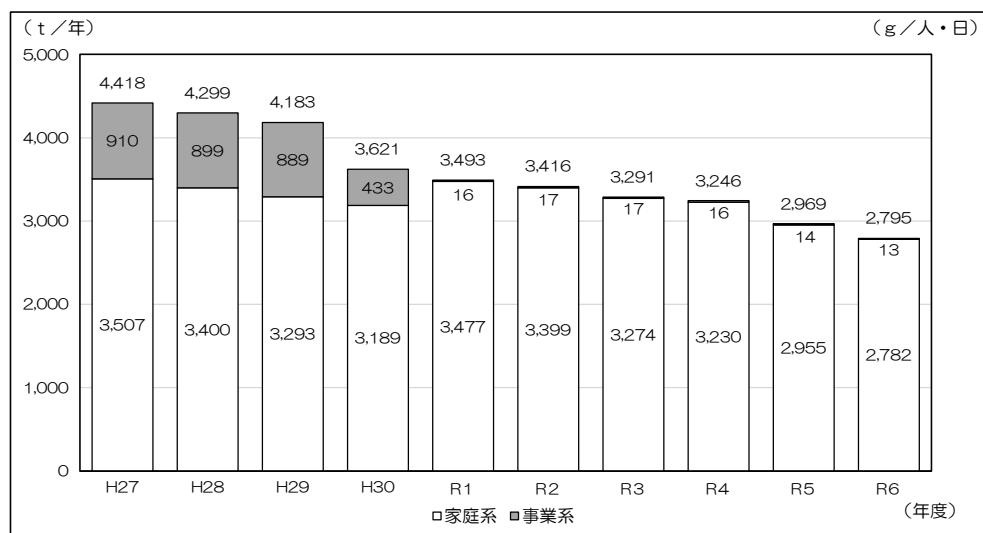
図 2-9 破碎処理量の推移



(3) 資源化処理量

リサイクルセンター及び古紙類・缶類の再生事業者での資源化処理量の推移は図 2-10 のとおりです。資源化処理量は減少傾向となっており、令和元(2019) 年度の事業系処理量の大きな減少については、それ以前の按分率による推計から実測に変更したことによります。

図 2-10 資源化処理量の推移



5. 最終処分

最終処分場での埋立による最終処分量と最終処分率の推移は図 2-1-1 のとおりです。多少の増減はありますが、概ね横ばいとなっています。

また、広域連合の構成市町村全体での最終処分量と容積、最終処分場の残容量は表 2-9 のとおりです。

図 2-1-1 最終処分量と最終処分率の推移

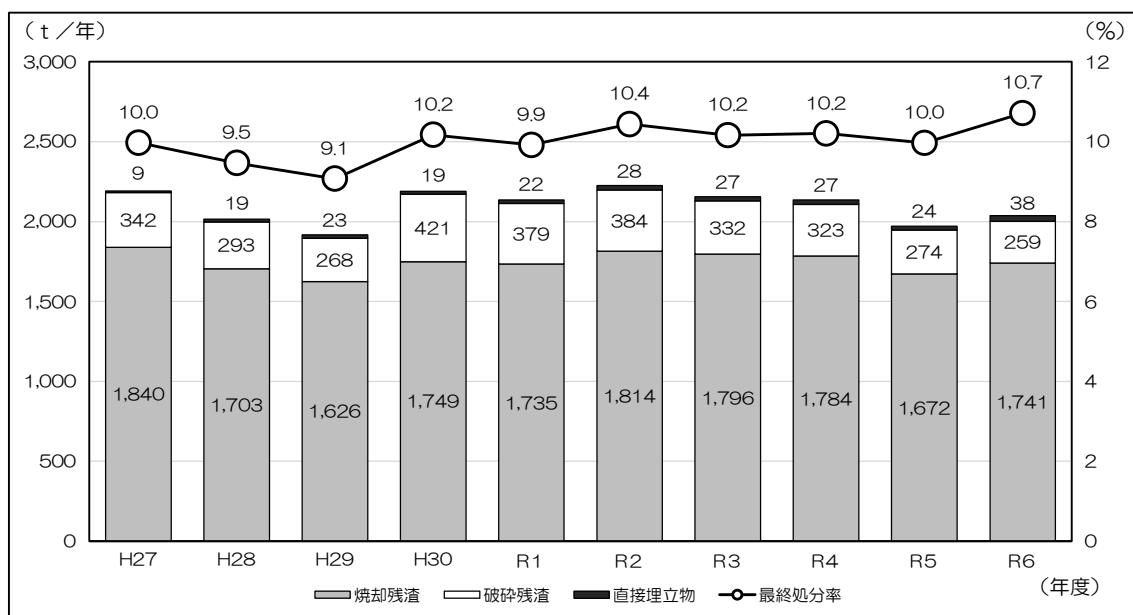


表 2-9 日向市一般廃棄物最終処分場の年度別埋立重量・容積及び残容量の推移

区分\年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
焼却灰 (t)	2,567	2,571	2,291	2,394	2,421	2,534	2,499	2,472	2,328	2,432
不適物等 (t)	9	19	22	16	22	28	27	27	23	38
汚泥 (t)	361	341	300	261	310	268	245	250	259	253
破碎可燃物 (t)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
破碎不燃物 (t)	573	479	444	701	517	520	501	507	414	398
合計 (t)	3,510	3,410	3,057	3,372	3,270	3,350	3,272	3,256	3,024	3,121
埋立容積 (m³)	3,616	3,209	3,512	3,989	2,935	2,577	2,887	3,170	2,117	2,136
残容量 (m³)	64,920	61,711	58,199	54,210	51,275	48,698	45,811	42,641	40,524	38,388

6. ごみの組成

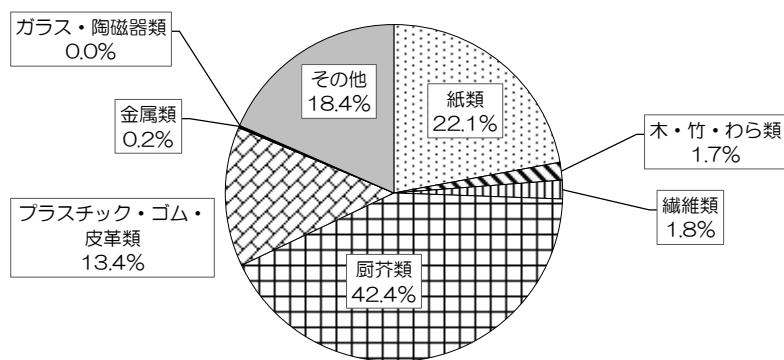
本市では、家庭から排出されるごみの組成を調査することにより、資源物がどの程度混入しているかを確認するとともに、排出実態からみたごみの減量化・資源化の可能性を検証することを目的とし、市が処理するごみのうち、家庭系の燃やせるごみの組成調査を年次的に行ってています。なお、燃やせないごみ、資源物については、民間施設にて選別による中間処理を行っており資源化可能性の検証が困難なため、組成調査の対象外としています。

令和6（2024）年度の調査結果は以下のとおりです。

（1）組成比率

燃やせるごみの組成比率は図 2-1-2 のとおりです。厨芥類が約42%と最も多く、次いで紙類、プラスチック・ゴム・皮革類、繊維類、木・竹・わら類、金属類の順に多くなっています。

図 2-1-2 燃やせるごみの組成比率（重量）



（2）分別状況

燃やせるごみの分別状況はのとおりで、排出された燃やせるごみのうち、14.0%が資源物となっています。また、燃やせるごみ中の資源物の内訳は表 2-1-10 のとおりです。

図 2-1-3 燃やせるごみの分別状況

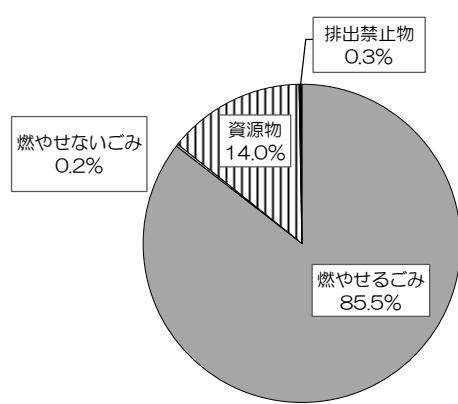


表 2-1-10 燃やせるごみ中の資源物の品目別割合

資源物の品目別割合（%）	
ダンボール	0.19
紙パック	0.26
その他の紙（紙製容器包装）	2.93
新聞・折込チラシ	0.85
雑誌・その他の紙	2.95
古布類	1.51
ペットボトル	0.08
発泡トレイ	0.25
発泡スチロール	0.00
レジ袋	0.03
プラスチック製容器包装	4.91
スチール缶・アルミ缶	0.02
カセットボンベ・スプレー缶	0.01
合計	13.99

7. 減量化・資源化及び適正処理の取り組み

(1) 使用済み小型家電回収の拡充

令和元（2019）年度から、「使用済み小型家電」としてパソコンの受け入れを開始（リサイクルセンターへの持込に限る）し、資源物回収の拡充に取り組んでいます。

表 2-1-1 使用済み小型家電の回収状況

項目＼年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
携帯電話 (kg)	197	423	0	229
パソコン (kg)	5,114	4,866	3,230	4,169
アダプタ付コード (kg)	1,882	1,727	820	2,122
その他 (kg)	9,649	9,284	5,126	7,429
二次電池 (kg)	200	594	591	595
合計 (kg)	17,042	16,894	9,767	14,544

(2) 生ごみ減量化の推進

生ごみの減量化・堆肥化を推進するため、コンポスト（屋外で生ごみを堆肥化する容器）や、EMバケツ（屋内で生ごみを堆肥化する容器）、生ごみカラット（生ごみを乾燥する容器）の貸与を継続して行っています。

表 2-1-2 家庭用生ごみ処理容器の貸与状況

項目＼年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
コンポスト容器 (基)	91	44	33	56	43
EMバケツ (個)	15	11	7	8	19
生ごみカラット (個)	4	1	1	2	3

(3) 適正排出指導

ごみの適正な分別排出を促すため、分別ルールが守られずに排出された家庭系ごみや事業系ごみについては、排出者への戸別訪問による啓発指導を行っています。

表 2-1-3 戸別訪問啓発件数

項目＼年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家庭系 (件)	250	616	2455	2728	1832
事業系 (件)	51	38	67	48	63

(4) 事業系ごみの適正処理

産業廃棄物と事業系一般廃棄物の分別を徹底するため、手引書を作成・配布して周知しています。

また、収集車両の内容物検査、排出事業所及び許可業者への立入検査、収集運搬業担当者セミナーや排出事業所への出前講座等も実施しています。

(5) 不法投棄対策

市内全域における不法投棄の巡回監視を定期的に実施しており、関係機関とも連携しながら、不法投棄箇所の把握や投棄者の調査・指導、回収処理を行っています。

表 2-1-4 不法投棄されたごみの回収状況

項目＼年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
テレビ (台)	3	0	2	0	8
冷蔵庫 (台)	3	0	1	0	2
エアコン (台)	1	0	0	0	0
洗濯機 (台)	1	0	0	0	1
自転車 (台)	2	1	3	8	10
タイヤ (本)	5	0	1	2	4
燃やせるごみ (kg)	1,449	1,429	4,075	4,232	2,710
燃やせないごみ (kg)	633	614	1,211	1,398	230
不法投棄回収箇所数 (箇所)	626	406	1,585	1,770	2,148

(6) きめ細やかな収集体制の構築

高齢者世帯や、要介護状態によりごみ等の排出が困難な世帯に対して、戸別に収集する「まごころ収集」を行っています。令和7(2025)年度は、平均約70世帯を対象としています。

(7) 在宅医療廃棄物の適正処理

在宅医療の進展とともに、一般家庭からも点滴バッグや注射器等の廃棄物が排出されていることから、日向市東臼杵郡医師会及び日向市・東臼杵郡薬剤師会と連携し、適正な処理を行っています。

(8) 環境学習

市民のごみ処理に対する理解と関心を深めるため、学校、職場、地域での出前講座・施設見学・職場体験等の環境学習を継続して行っています。令和6(2024)年度は、出前講座に128名、施設見学に618名、職場体験に34名の参加がありました。

8. 市民アンケート結果

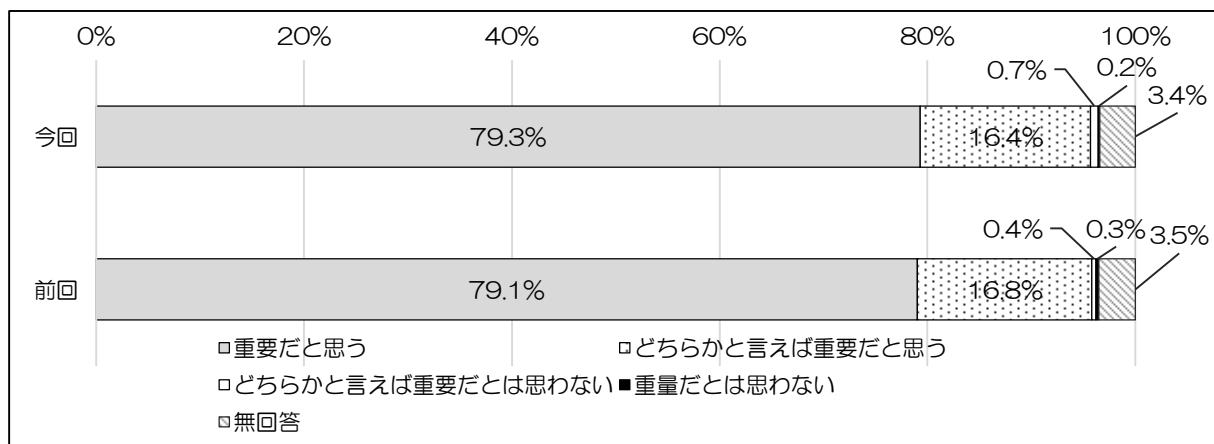
本市では、ごみ処理に対する市民の関心度・協力度並びに、市に対する市民の意向や優先度を把握するため、令和6(2024)年2月に市民2,000名を対象にアンケート調査を行い、585人(回収率29.25%)の方から回答をいただきました。アンケートのうち、ごみ処理に関する質問事項の調査結果は以下のとおりです。また、平成31(2019)年1月に実施した前回調査との比較も行っています。

(1) 集計結果の概要

①ごみの問題に対する重要度

ごみの問題について、「重要だと思う」又は「どちらかといえば重要だと思う」と回答した方は、95.7%となっており、前回と概ね同じ結果となっています。

図 2-14 ごみの問題に対する重要度



②ごみを少なくすることやリサイクルの取り組み状況

取り組みを行う頻度についてのアンケート結果は図 2-15 のとおりで、「いつも行っている」又は「だいたい行っている」と回答した方は、合わせて90.1%となっており、前回と概ね同じ結果となっていますが、「いつも行っている」と回答した方の割合は3.5%とやや増加しています。

また、「いつも行っている」または「だいたい行っている」と回答した方を対象に、ごみを少なくするために日頃から行っていることを質問した結果は図 2-16 のとおりです。今回の調査では「レジ袋をもらわない、簡易包装を店に求める」が最も多く88.2%となっており、前回の51.1%から37.1ポイントと大きく増加しています。なお、前回の調査で77.7%と最も多かった「詰め替え商品を使う」についても、1.8ポイントとわずかに増加しています。

図 2-15 ごみを少なくすることやリサイクルの取り組み状況

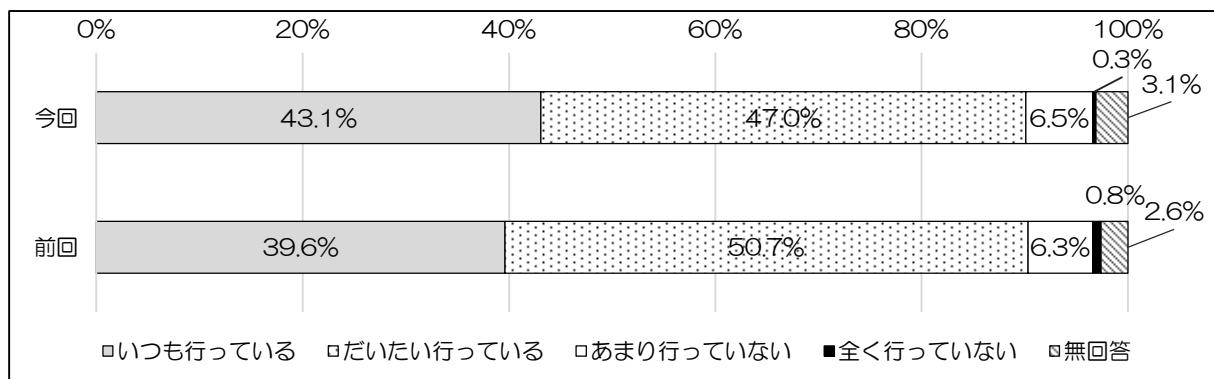
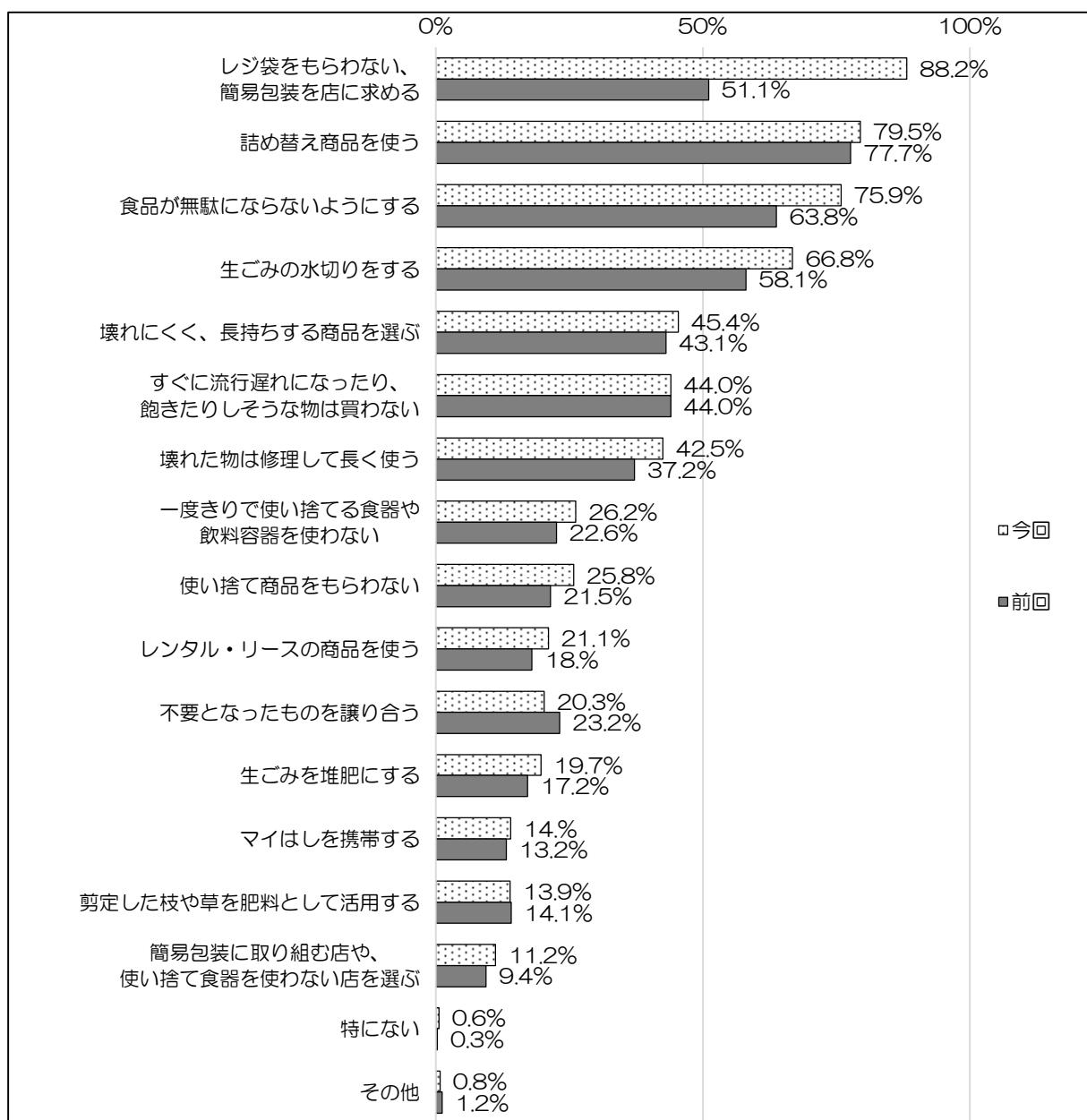


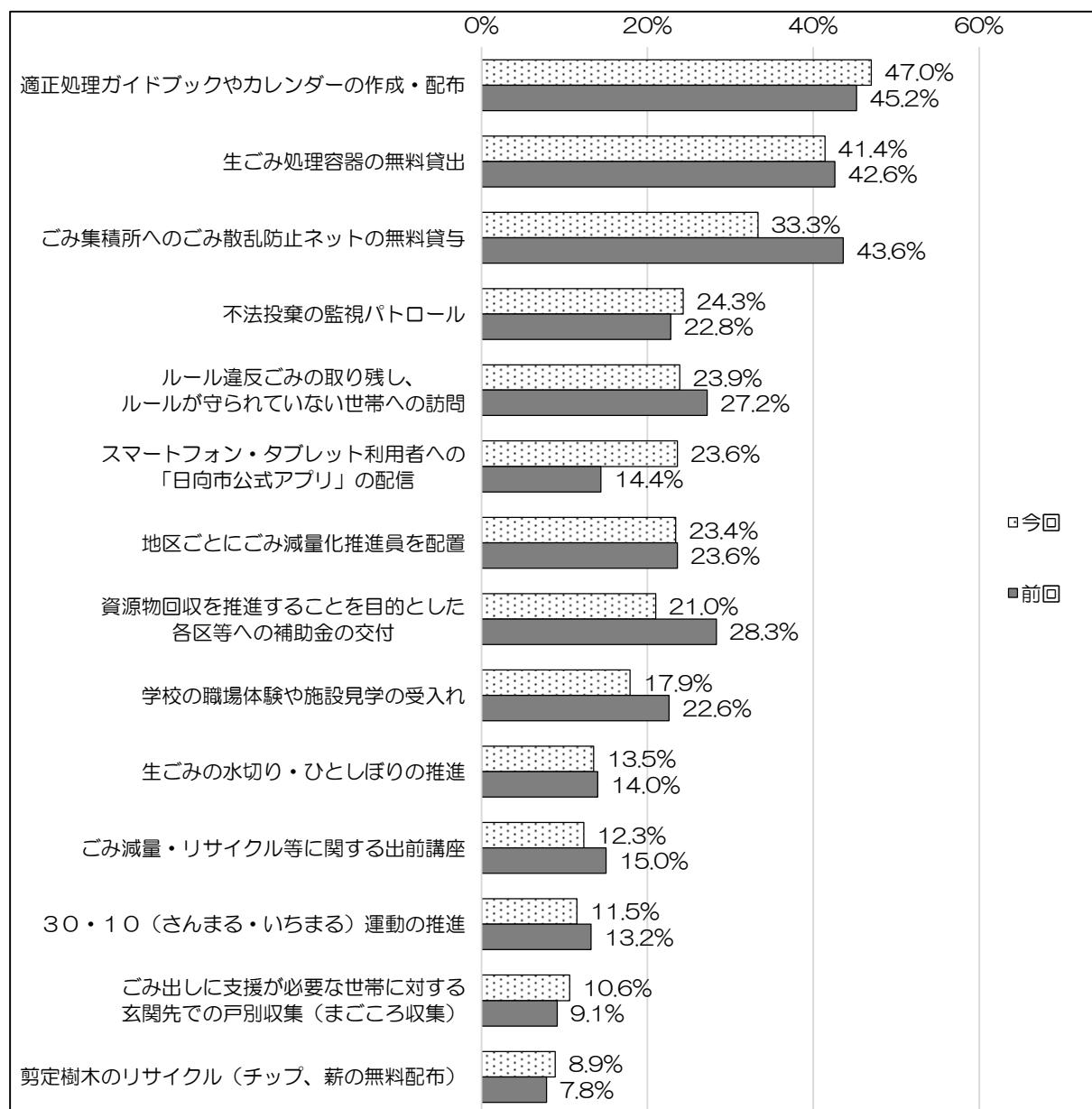
図 2-16 ごみを少なくする取り組みの内容



③市のごみ処理事業に関する認知度

本市が行っているごみ減量化・リサイクルなどのごみ処理事業に関する認知度について、「適正処理ガイドブックやカレンダーの作成・配布」が最も多く47.0%となっています。一方、「ごみ集積所へのごみ散乱防止ネットの無料貸与」は前回から約10ポイント減少しています。

図 2-17 本市のごみ処理事業に関する認知度



④ごみの品目別の分別協力度

ごみの品目別分別協力度についての結果は図2-18のとおりで、ほとんどの品目で、「いつも行っている」と回答した方の割合が前回よりも増加しています。また、一つでも「あまり分別していない」または「まったく分別していない」と回答した方を対象に、分別

しない・分別に消極的な理由を質問した結果は図 2-18 のとおりで、「めったに出すことがないから」が前回に引き続き、最も多くなっています。

図 2-18 品目別分別協力度

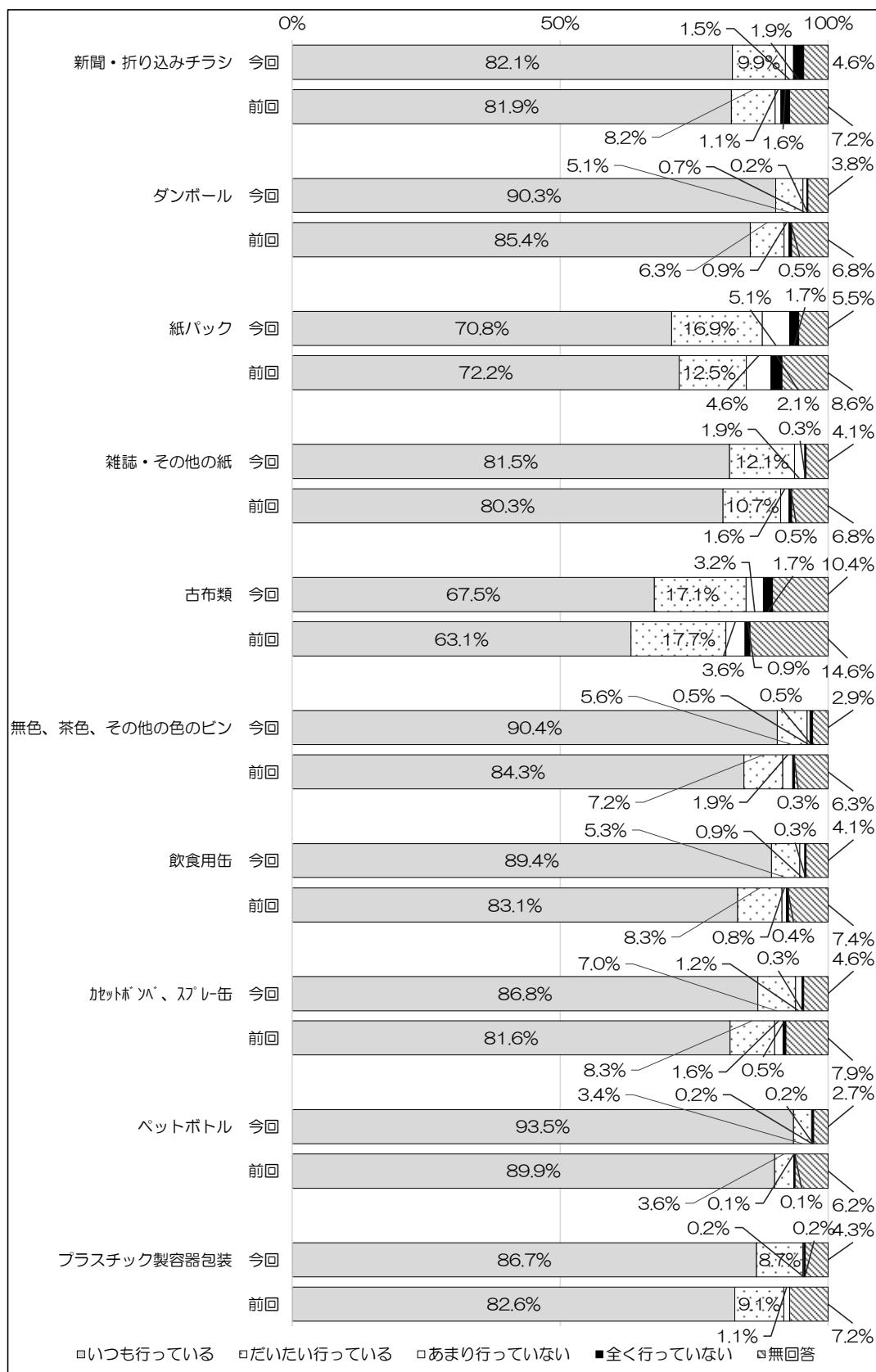
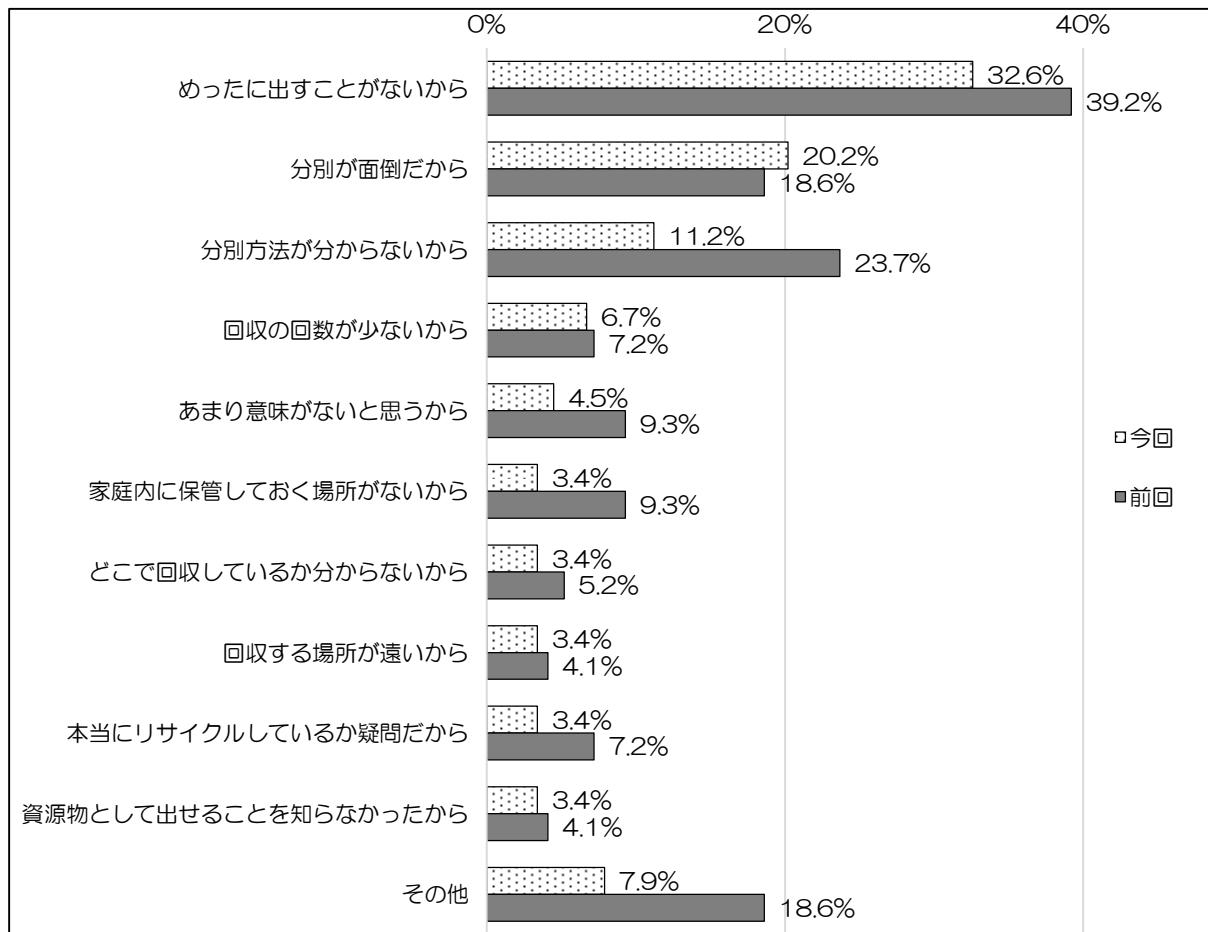


図 2-19 ごみの分別に協力しない理由



⑤家庭ごみ処理の有料化

家庭ごみ処理の有料化についての結果は図 2-20 のとおりで、「反対」と回答した方の割合が、前回よりも 5.6% 増加しています。

「賛成」または「どちらかといえば賛成」と回答した方を対象に、賛成する理由について質問した結果は図 2-21 のとおりで、「ごみ処理にお金がかかることを認識でき、ごみへの意識や関心が高まると思うから」と回答した方の割合が、前回と同様に最も多くなっているとともに、前回よりも 12% 多くなっています。

「反対」または「どちらかといえば反対」と回答した方を対象に、反対する理由について質問した結果は図 2-22 のとおりで、「新たに家計への経済的な負担が増えると困るから」と回答した方の割合が最も多く、前回と同程度となっています。一方、「不法投棄など不適正な処理につながると思うから」、「有料化により、かえって分別意識が薄れてごみが減らないと思うから」と回答した方の割合は、前回よりも減少しています。

また、家庭ごみの処理有料化を実施した場合に、ごみ減量の工夫を行うかについての結果は図 2-23 のとおりです。「すると思う」または「たぶんすると思う」と回答した方は 60% で、前回よりも 4% 増加しています。

さらに、経済的に負担してもよいと考えるごみ袋 1 枚当たりの金額については図 2-24 のとおりで、「10 円」と回答した方は前回よりも 6.8% 増加しています。

図 2-20 家庭ごみ処理の有料化

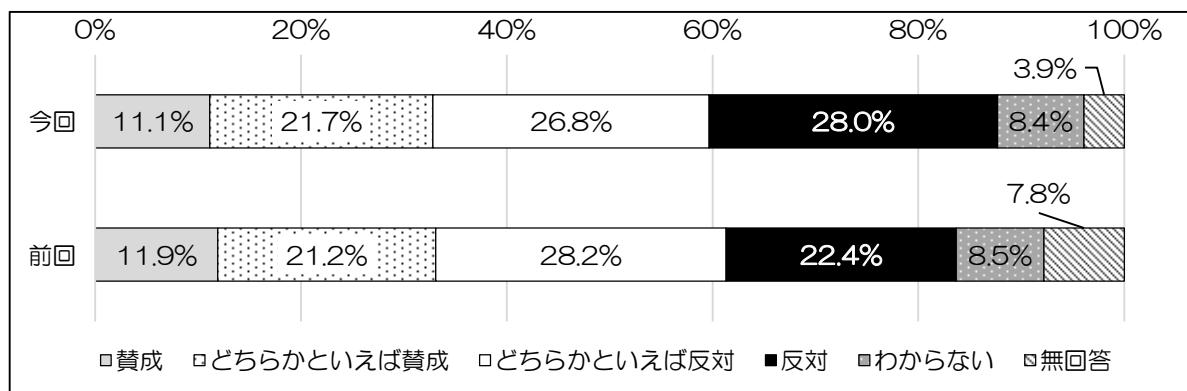


図 2-21 家庭ごみの有料化に賛成の理由

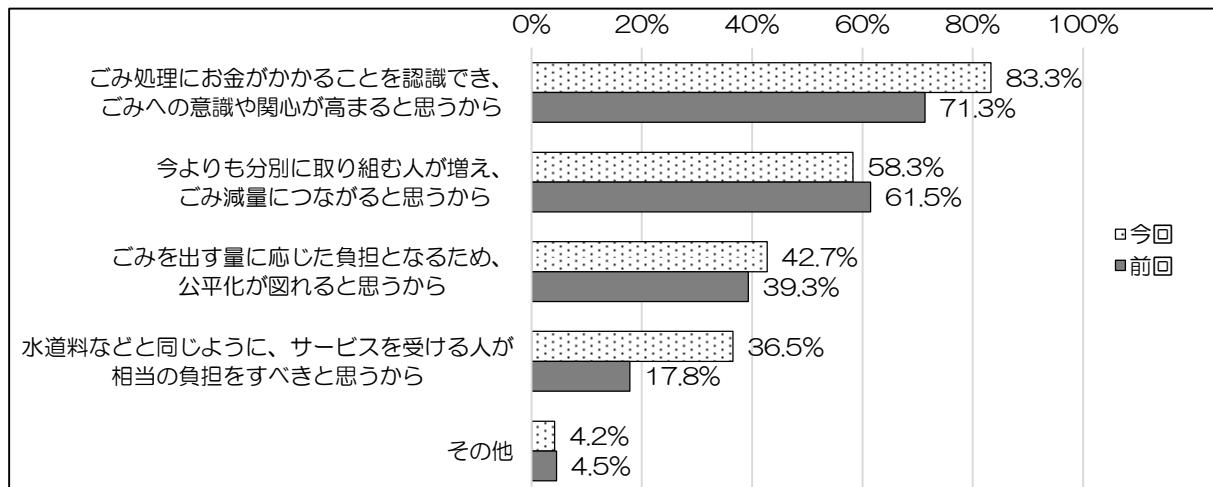


図 2-22 家庭ごみの有料化に反対の理由

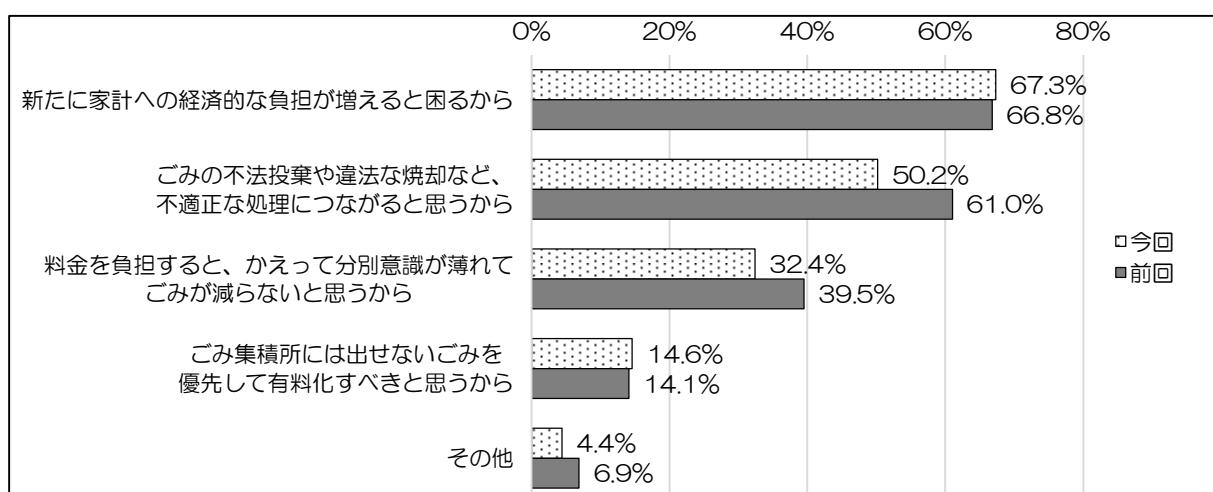


図 2-2-3 家庭ごみ有料化を実施した場合のごみ減量の工夫

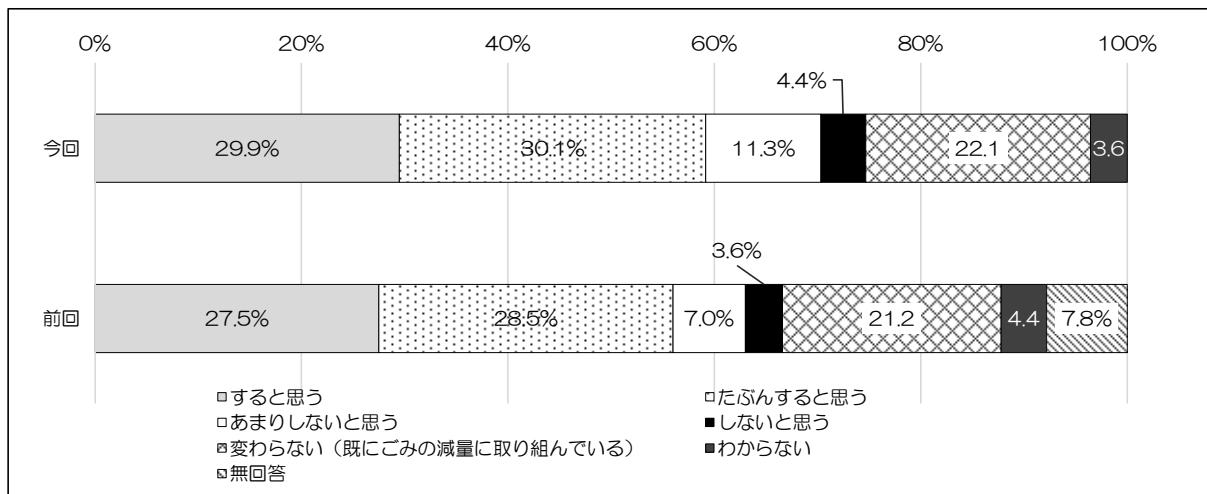
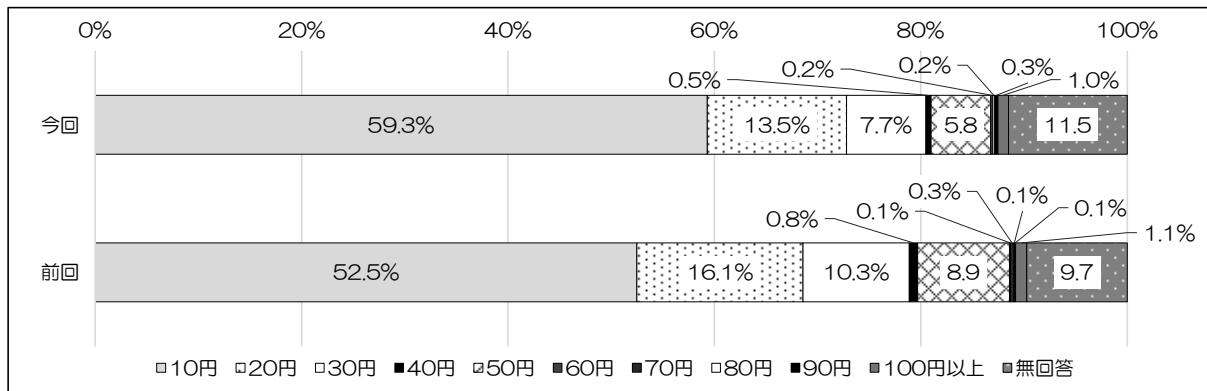


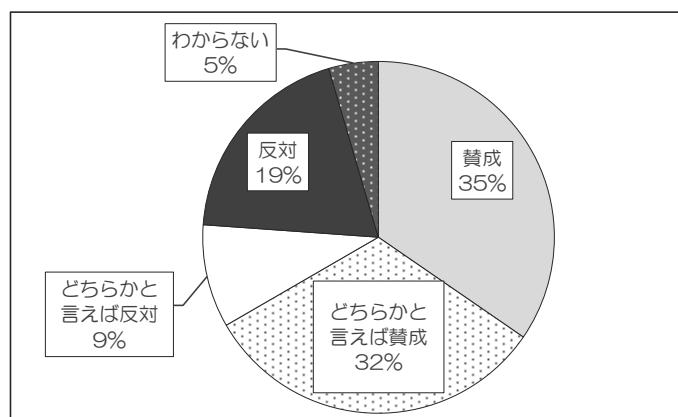
図 2-2-4 経済的に負担してもよいと考えるごみ袋1枚当たりの金額



⑥プラスチック製品の分別について

現在、燃やせるごみとして排出されているプラスチック製品を、今後プラスチック製容器包装と同じ袋で排出することができるようになった場合について図 2-2-5 のとおりで、賛成またはどちらかといえば賛成と回答した方が約7割となっています。

図 2-2-5 プラスチック製品の分別について



(2) 総括

前回の調査と比較して、ごみの問題に対する重要度及び、ごみの減量化やリサイクルの取り組み状況について大きな変化はありませんでしたが、ごみ減量化の取り組みとして、「レジ袋をもらわない、簡易包装を店に求める」と回答した方の割合が大きく増加しており、令和2（2020）年7月より始まったレジ袋有料化の効果が表れていると考えられます。また、上記以外の「ごみ減量化の取り組み内容」や、「品目別分別協力度」の多くの項目で、取り組んでいる方の割合が前回よりも増加しており、ごみの減量化やリサイクルに対する意識の向上が見られます。

市のごみ処理事業に関する認知度では、「ごみ集積所へのごみ散乱防止ネットの無料貸与」、「資源物回収を推進することを目的とした各区等への補助金の交付」が前回よりも低下しています。なお、ごみの分別に協力しない理由として、「分別方法がわからないから」と回答した方の割合が前回よりも大きく減少しており、市のごみ処理事業に関する取り組みの効果が表れているものと考えられます。家庭ごみ処理の有料化については、「反対」と回答した方が前回よりも増加し、反対の理由としては「家計への経済的な負担」が前回に引き続き最も多くなっている一方で、家庭系ごみ処理の有料化を実施した場合、「ごみ減量の工夫を行う」という人が60%います。

第3節 ごみ処理の評価と課題

現行計画策定時に設定したごみの減量化及び資源化の目標と、現在の状況の比較を行い、課題等についてまとめました。

1. 目標値との比較

(1) ごみ減量化率

現行計画では、令和元（2019）年度実績を基準として、目標年度である令和7（2025）年度までに1人1日当たりのごみ排出量を9%以上減量することを目標としました。

令和4（2022）年度までは概ね横ばいで推移し、令和6（2024）年度には減量化率が6.4%にまで上昇しましたが、目標であった9%には未達となっています。

また、1人1日当たりのごみ排出量の宮崎県平均及び全国平均との比較では、令和5（2023）年度実績で宮崎県平均を下回っていますが、全国平均より大きく上回っています。

図 2-2-6 1人1日当たりごみ排出量の推移

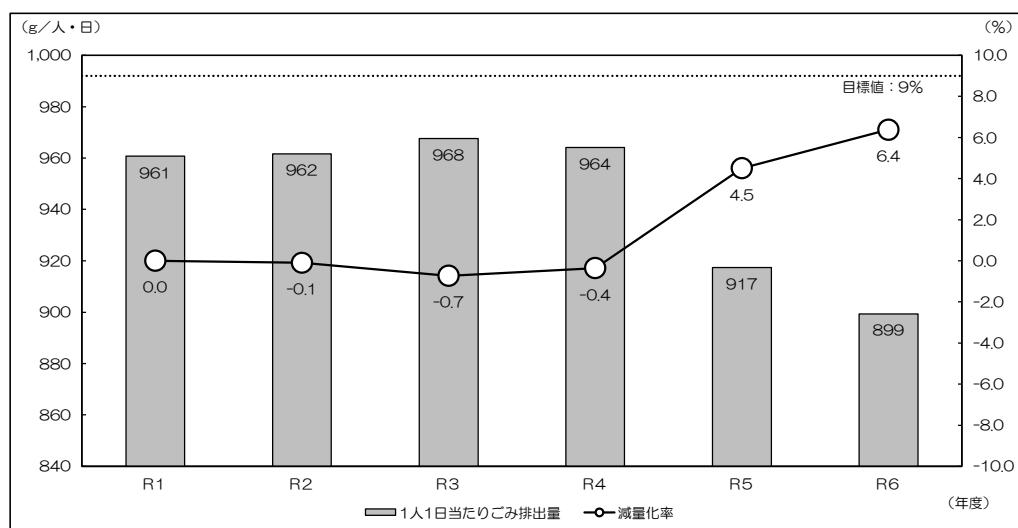
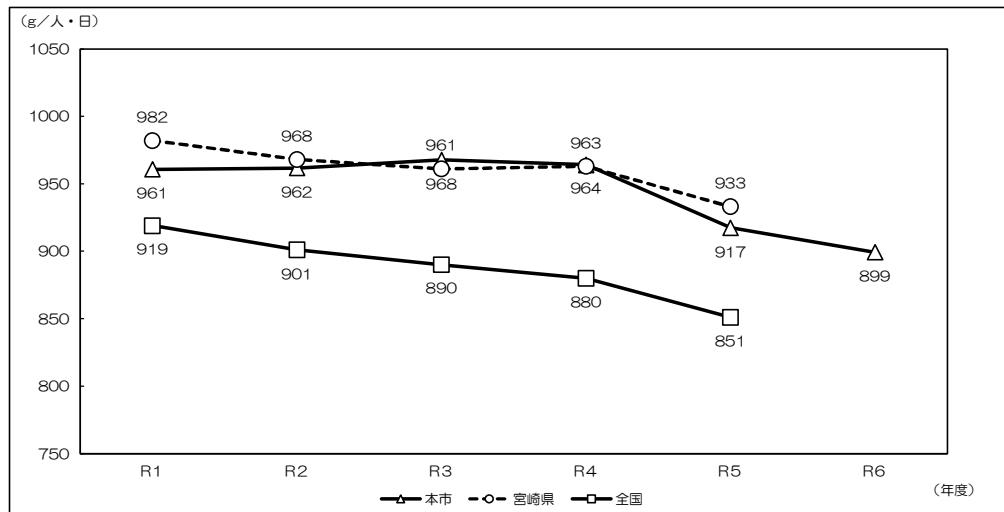


図 2-2-7 1人1日当たりごみ排出量の宮崎県平均、全国平均との比較



(2) 資源化率

現行計画では、目標年度である令和7（2025）年度の資源化率を25%以上とすることを目指していました。資源化率は、令和2（2020）年度に微増しましたが、以降は減少傾向で推移しており、令和6（2024）年度では18.3%と、目標値である25%を下回る状況となっています。

また、宮崎県平均、全国平均との比較では、令和5（2023）年度において宮崎県平均を上回っていますが、全国平均は下回っている状況です。

図 2-2-8 資源化量及び資源化率の推移

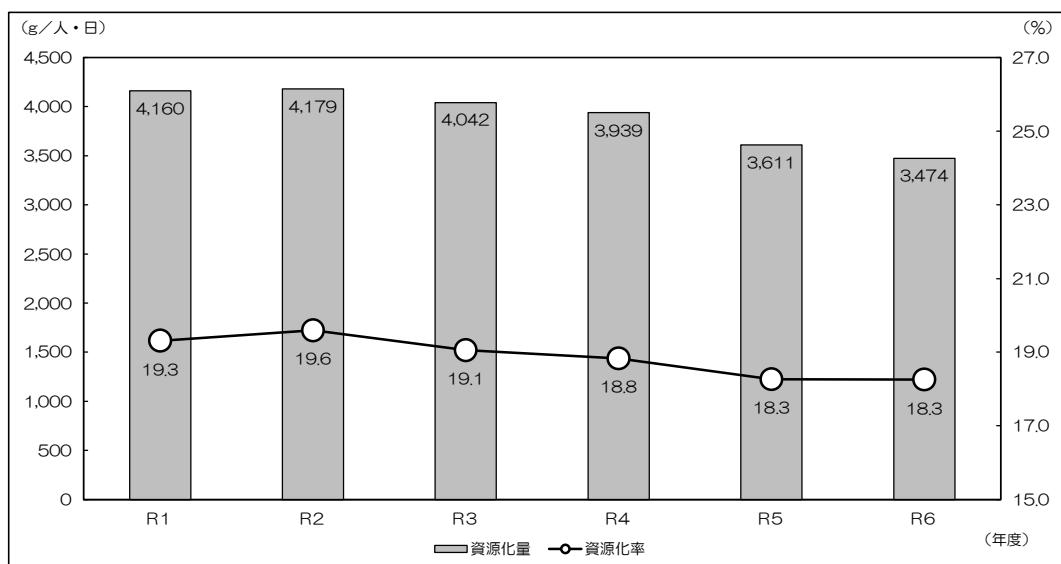
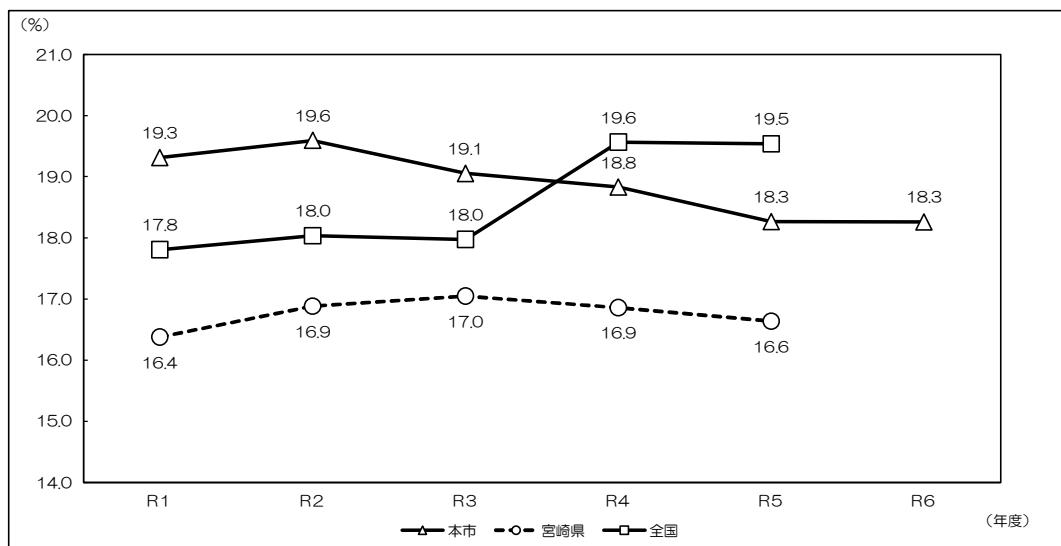


図 2-2-9 資源化率の宮崎県平均、全国平均との比較



2. 類似自治体との比較

環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて、類似自治体の平均値を基準とした比較を行いました。レーダーチャートの数値は、類似市町村と比較した本市の取り組みについて各評価項目を偏差値で示したもので、いずれも数値が高いほど、類似市町村に対し評価が良好であると言えます。なお、本評価を行うに当たってのデータは、環境省が公表している「一般廃棄物処理実態調査」の結果に基づくものであり、最新版である令和5（2023）年度実績により評価を行っています。

本市と類似する全国80自治体との指標による比較では、「廃棄物のうち最終処分される割合」の項目でやや平均を下回っており、「廃棄物からの資源回収率」の項目で平均を上回っています。他の項目については、平均値程度となっています。

図 2-30 令和5（2023）年度実績によるレーダーチャート

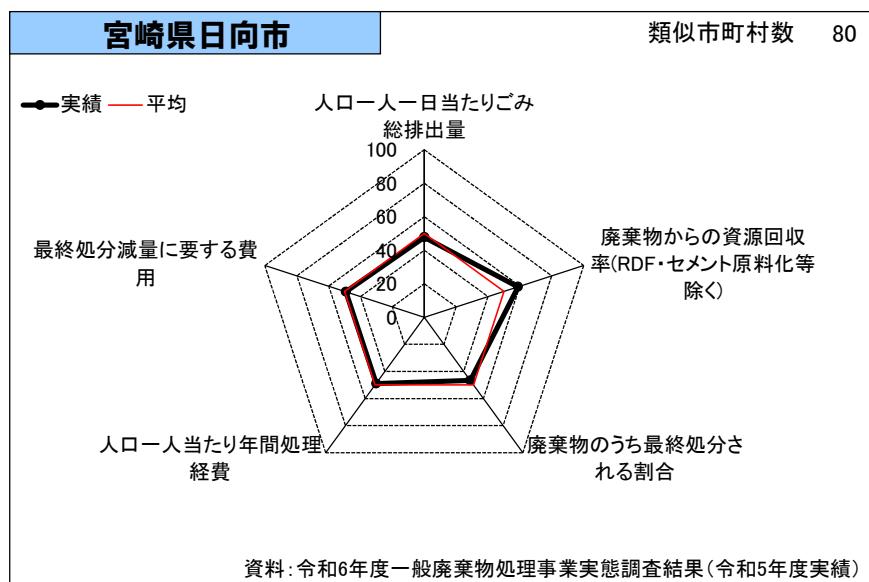
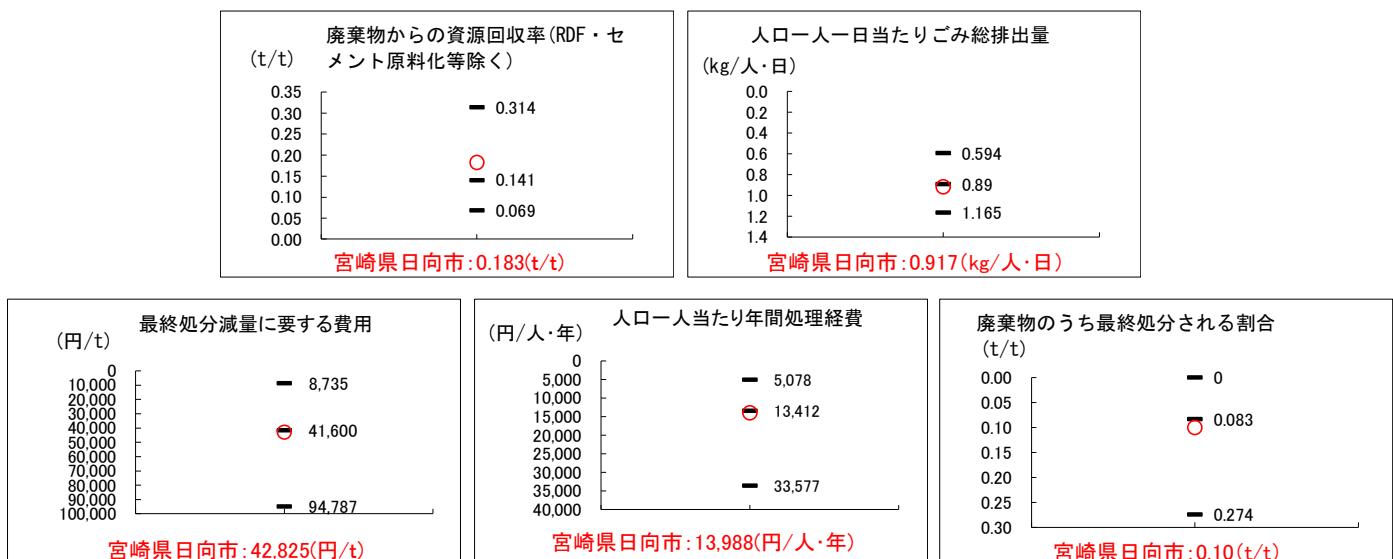


図 2-31 類似自治体との比較



3. 評価と課題

(1) 減量化

本市における1人1日当たりのごみ排出量は、近年は減少傾向にあり、令和5(2023)年度実績では、宮崎県平均(933g)よりも少なくなっていますが、全国平均(851g)を大きく上回る排出量となっています。類似自治体との比較では、概ね平均程度となっていますが、引き続き排出抑制を図っていく必要があります。

(2) 資源化

資源化率は、近年緩やかな減少傾向にあり、令和5(2023)年度実績では宮崎県平均(16.6%)を上回っており、類似自治体との比較でも平均を上回っていますが、全国平均(19.5%)と比較すると下回る値となっています。組成調査の結果より、家庭から排出される燃やせるごみのうち約14%が資源物であることから、資源化可能な品目については、さらに回収率を高めていく必要があります。

また、令和4(2022)年4月に「プラスチック資源循環法」が施行されたことから、プラスチック使用製品の資源化についても取り組む必要があります。

第3章 ごみ排出量の将来予測

第1節 人口の将来予測

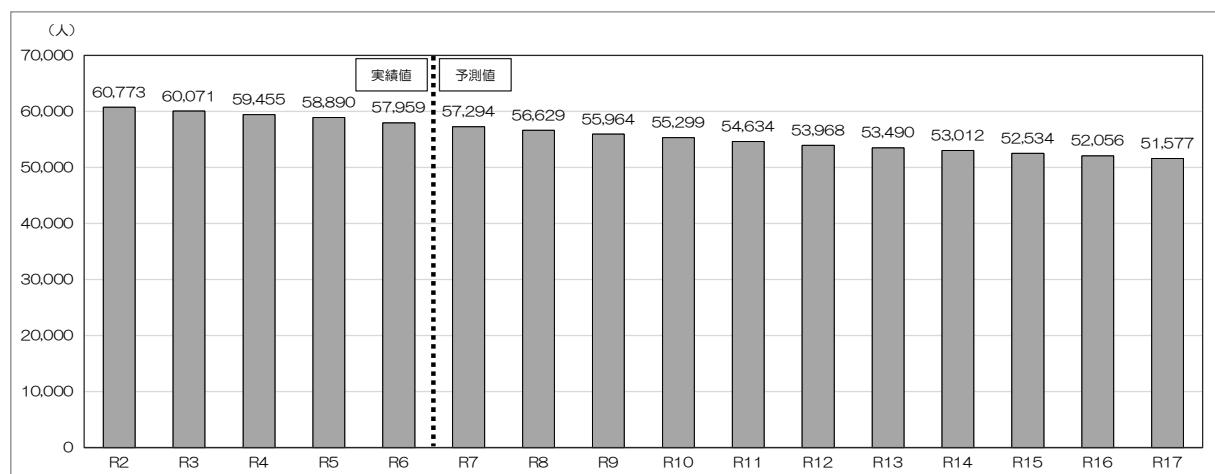
1. 人口の将来予測の方法

本市における人口の将来予測については、令和6（2024）年度の人口実績と、日向市人口ビジョン（令和6（2024）年8月改訂版）において示されている5年ごとの独自推計結果を基に、線形補完により予測を行いました。

2. 予測結果

人口の将来予測を行った結果は図3-1のとおりで、将来にわたり人口は減少傾向で推移すると予測されます。

図 3-1 人口の将来予測



第2節 ごみ排出量の将来予測

1. 排出量原単位の将来予測

ごみ排出量の将来予測は、家庭系ごみ量、事業系ごみ量の過去5年間の実績をもとにトレンド法*による予測を行いました。

(1) 家庭系ごみの将来予測

令和5（2023）年度、令和6（2024）年度に大きくごみ量が減少していることから、過去5年間の1人1日当たりごみ排出量の平均を排出量原単位としました。

図 3-2 家庭系ごみの将来予測

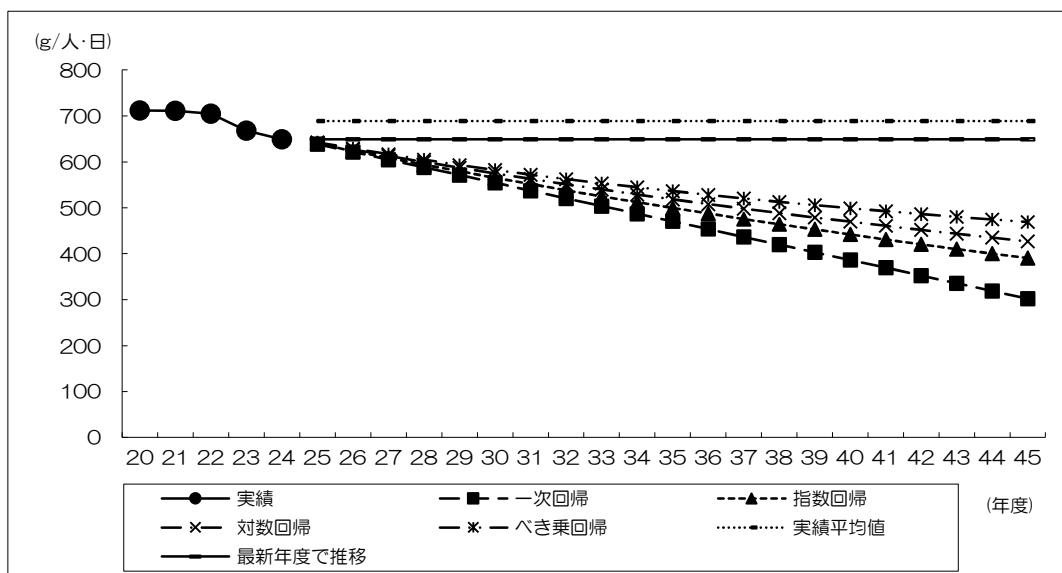


表 3-1 家庭系ごみの将来予測

予測結果	一次回帰	指数回帰	対数回帰	べき乗回帰	実績平均値	最新年度で推移	採用値
25'	638.6	639.5	641.6	642.3	689.1	649.5	689.1
26'	621.8	623.9	627.2	629.0	689.1	649.5	689.1
27'	605.0	608.7	613.4	616.4	689.1	649.5	689.1
28'	588.1	593.9	600.1	604.5	689.1	649.5	689.1
29'	571.3	579.5	587.3	593.2	689.1	649.5	689.1
30'	554.5	565.3	574.9	582.5	689.1	649.5	689.1
31'	537.6	551.6	562.9	572.4	689.1	649.5	689.1
32'	520.8	538.1	551.3	562.7	689.1	649.5	689.1
33'	504.0	525.0	540.0	553.5	689.1	649.5	689.1
34'	487.1	512.2	529.1	544.8	689.1	649.5	689.1
35'	470.3	499.8	518.5	536.4	689.1	649.5	689.1

*過去の実績データをもとに時系列的な傾向を推計し、将来の一定期間内における変化の状態を予測する手法

(2) 事業系ごみの将来予測

事業系ごみについては、現状からのごみ排出量の減少幅が最も少ない、べき乗回帰による予測を採用することとしました。

図 3-3 事業系ごみの将来予測

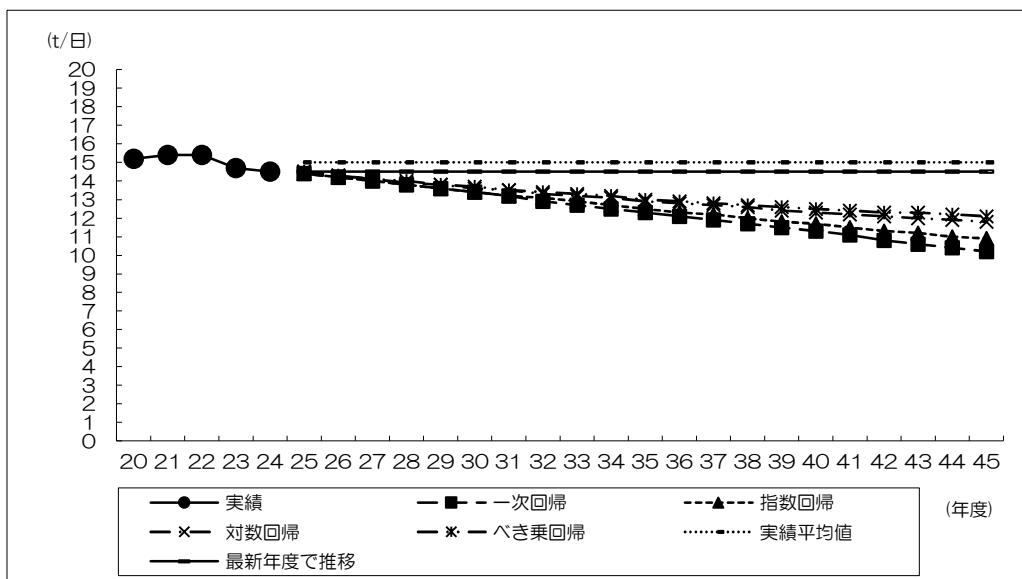


表 3-2 事業系ごみの将来予測

予測結果	一次回帰	指数回帰	対数回帰	べき乗回帰	実績平均値	最新年度で推移	採用値
25'	14.4	14.4	14.5	14.5	15.0	14.5	14.5
26'	14.2	14.2	14.3	14.3	15.0	14.5	14.3
27'	14.0	14.0	14.1	14.1	15.0	14.5	14.1
28'	13.8	13.8	13.9	14.0	15.0	14.5	14.0
29'	13.6	13.6	13.8	13.8	15.0	14.5	13.8
30'	13.4	13.4	13.6	13.7	15.0	14.5	13.7
31'	13.2	13.2	13.5	13.5	15.0	14.5	13.5
32'	12.9	13.1	13.3	13.4	15.0	14.5	13.4
33'	12.7	12.9	13.2	13.3	15.0	14.5	13.3
34'	12.5	12.7	13.1	13.2	15.0	14.5	13.2
35'	12.3	12.5	12.9	13.0	15.0	14.5	13.0

2. 予測結果

ごみ排出量の将来予測を行った結果は図 3-4、図 3-5 のとおりで、家庭系、事業系とともに緩やかに減少すると予測されます。

図 3-4 ごみ排出量の将来予測

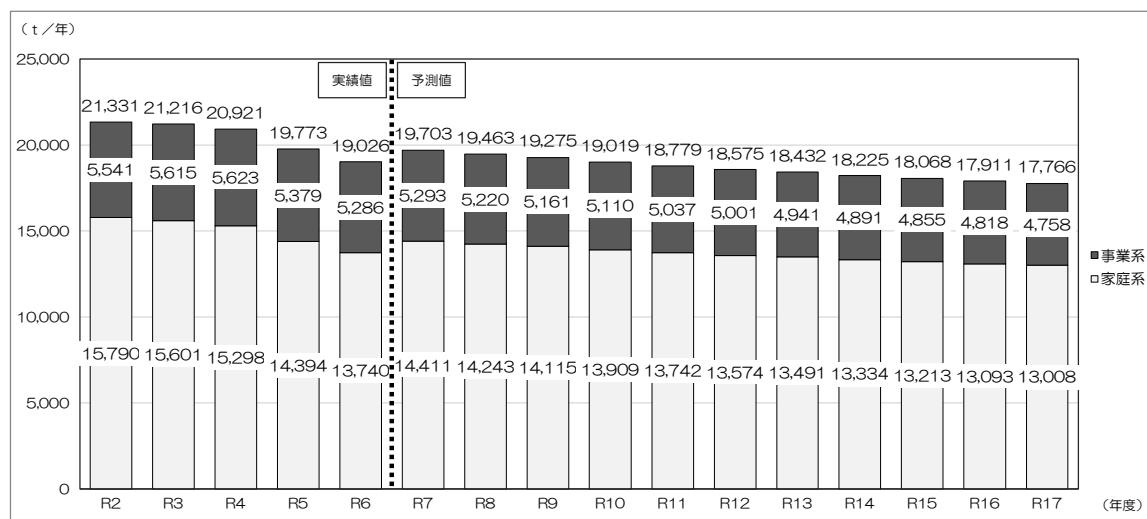


図 3-5 ごみ排出量予測のまとめ

年度	実績		予測	
	R6	R12	R17	
計画収集人口 (人)	57,959	53,968	51,577	
家庭系ごみ排出量 (t)	13,740	13,574	13,008	
家庭系収集ごみ (t)	10,580	10,453	10,017	
燃やせるごみ (t)	8,121	8,023	7,688	
燃やせない (t)	266	263	252	
資源ごみ (t)	2,193	2,167	2,076	
古紙類 (t)	856	846	811	
古布類 (t)	138	136	130	
あきびん (t)	254	251	240	
缶類 (t)	146	144	138	
ペットボトル (t)	181	179	172	
プラスチック製容器包装 (t)	614	606	581	
その他 (t)	5	5	4	
家庭系直接搬入ごみ (t)	3,160	3,122	2,991	
燃やせるごみ (t)	1,754	1,733	1,660	
燃やせないごみ (t)	817	807	774	
資源ごみ (t)	589	582	557	
事業系ごみ排出量 (t)	5,286	5,001	4,758	
事業系収集ごみ (t)	3,944	3,731	3,550	
燃やせるごみ (t)	3,932	3,720	3,539	
燃やせないごみ (t)	2	1	1	
資源ごみ (t)	10	10	9	
事業系直接搬入ごみ (t)	1,342	1,270	1,208	
燃やせるごみ (t)	1,339	1,267	1,206	
燃やせないごみ (t)	0	0	0	
資源ごみ (t)	3	3	2	
ごみ排出量合計 (t)	19,026	18,575	17,766	

第4章 ごみ処理の基本方向

第1節 基本方針と目標値の設定

1. 計画の将来像

現在人類は、気候変動、資源の枯渇、生物多様性の損失等といった地球規模での環境問題に直面しており、私たちの身近な地域環境にも大きな影響を及ぼしつつあることから、ごみの発生抑制や循環資源の利用といった取り組みを進め、環境負荷を可能な限り減少させる「循環型社会」の実現が求められています。

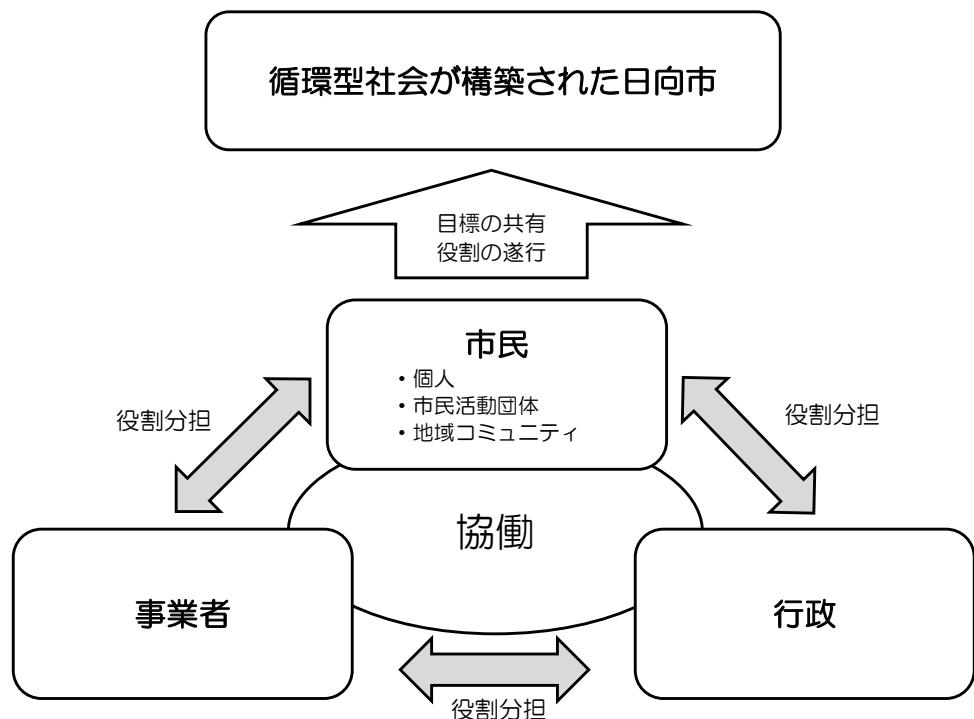
また、令和2（2020）年10月の内閣総理大臣の所信表明において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロ」にする、2050年カーボンニュートラルを宣言し、脱炭素に向けた取り組みが進められています。本市でも、令和5（2023）年2月には、令和32（2050）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言を行い、長期的に脱炭素の達成を見据え、取り組みを推進していくことが求められます。

これらの状況を踏まえ、本市の環境政策の基本理念の一つである「環境への負荷が少ない持続的発展が可能な都市を築き、将来の市民に良好な環境を継承すること。」に基づき、本計画の将来像を「未来につなぐ 循環型の持続可能な 共創のまち ひゅうが」とします。

将来像

未来につなぐ 循環型の持続可能な 共創のまち ひゅうが

図 4-1 本計画の将来像のイメージ



2. 基本方針

本計画における将来像のもと、本市のごみ処理における基本方針を次の3つとします。

基本方針1 4Rによるごみの減量化・資源化の推進

循環型社会実現のため、4Rによる更なるごみの減量化・資源化への取り組みを推進します。

基本方針2 安全・安心で安定したごみ処理の推進

安全で適正なごみ処理を行うため、市民・事業者に対し、ルールを遵守した排出を求めるとともに、収集・運搬・中間処理・最終処分の安定した実施体制の維持に取り組みます。

また、クリーンステーションの適正管理や、不法投棄対策を進めるとともに、高齢者・要介護・在宅医療世帯の増加等、社会状況の変化と市民の要望に応えられるよう、安心できめ細やかなサービスの提供へ向けた取り組みも推進します。

基本方針3 環境学習の推進と環境保全活動の支援

ごみ処理に関する情報を幅広い世代に提供するため、家庭や地域・学校・職場等、あらゆる場面での学習機会を提供します。

また、市民団体や自治会、事業所等とも連携し、環境保全及び循環型社会の実現に向けた協働の取り組みを推進します。

3. 目標値の設定

(1) 減量化・資源化目標

本計画の数値目標として、ごみ排出量の減量化目標及び資源化目標を次のとおり設定します。

減量化目標

最終目標年度（令和17（2035）年度）のごみ総排出量を16,580t以下とします。

資源化目標

最終目標年度（令和17（2035）年度）の資源化率を20%以上とします。

(2) 目標値設定の考え方

減量化目標、資源化目標とともに、日向市環境基本計画（令和7（2025）年3月策定）にて設定された、令和16（2034）年度目標値を参考にしました。

減量化目標については、令和16（2034）年度目標値を達成し、さらに順調に減少した場合の令和17（2035）年度ごみ総排出量16,580tを目標値としています。また、令和6（2024）年度に対しては約13%減の目標となっています。

資源化目標については、令和17（2035）年度においても、令和16（2034）年度目標値を達成することとしています。

(3) 目標達成時の将来見込み

目標を達成したごみ排出量及び資源化率の将来見込みは以下のとおりです。

表 4-1 目標達成時の将来見込み

年度	実績	予測	
		R12	R17
計画収集人口 (人)	57,959	53,968	51,577
家庭系ごみ排出量 (t)	13,740	12776	11973
家庭系収集ごみ (t)	10,580	9838	9220
燃やせるごみ (t)	8,121	7551	7077
燃やせない (t)	258	248	232
資源ごみ (t)	2,193	2039	1911
古紙類 (t)	856	796	746
古布類 (t)	138	128	120
あきびん (t)	254	236	221
缶類 (t)	146	136	127
ペットボトル (t)	181	169	158
プラスチック製容器包装 (t)	614	570	535
その他 (t)	5	4	4
家庭系直接搬入ごみ (t)	3,160	2938	2753
燃やせるごみ (t)	1,754	1631	1528
燃やせないごみ (t)	817	760	712
資源ごみ (t)	589	547	513
事業系ごみ排出量 (t)	5,286	4915	4606
事業系収集ごみ (t)	3,944	3667	3437
燃やせるごみ (t)	3,932	3656	3426
燃やせないごみ (t)	2	1	1
資源ごみ (t)	10	10	9
事業系直接搬入ごみ (t)	1,342	1248	1170
燃やせるごみ (t)	1,339	1245	1167
燃やせないごみ (t)	0	0	0
資源ごみ (t)	3	3	2
ごみ排出量合計 (t)	19,026	17691	16580
原単位 (t)	899	898	878
資源化量 (t)	3473.8	3405.8	3315.9
資源化率 (%)	18.3	19.3	20.0

《国・県の数値目標》

参考として、国及び宮崎県の数値目標を以下に示します。

環境省：第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6（2024）年8月）

項目＼年度	令和12（2030）年度
1人1日当たりごみ焼却量	約580g

環境省：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和7（2025）年2月）

項目＼年度	令和12（2030）年度
一般廃棄物の排出量	令和4（2022）年度と比べて約9%削減
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約478g/人・日
一般廃棄物の出口側循環利用率	約26%
一般廃棄物の最終処分量	令和4（2022）年度と比べて約5%削減

宮崎県：第四次環境基本計画（令和5（2023）年3月）

項目＼年度	令和12（2030）年度
1人1日当たりの一般廃棄物の排出量 (うち生活系ごみ)	918g/人・日 (638g/人・日)
一般廃棄物の再生利用量 (再生利用率)	82,000t (25.0%)
一般廃棄物の最終処分量 (最終処分率)	29,000t (9.0%)

第2節 目標実現に向けた施策

1. 施策の体系

本計画の将来像の実現に向けて定めた基本方針ごとに、次のとおり施策を推進します。

表 4-2 施策の体系

基本方針	施策の方向性	施策の内容
基本方針 1 4Rによるごみの減量化・資源化の推進	ごみの発生抑制・再使用の推進	生ごみ減量化の推進
		4Rの推進
		事業系ごみ減量化の推進
		ごみ処理有料化の検討
	資源化の推進	資源回収事業の推進
		古紙類資源化の推進
		草木資源化の推進
基本方針 2 安全・安心で安定したごみ処理の推進	ごみの適正処理の推進	排出マナー向上の推進
		事業系ごみ適正処理の推進
		不法投棄防止対策の強化
	安全で適正なごみ処理体制の構築	効率的で安全な収集・運搬体制の整備
		適切な中間処理体制の維持
		最終処分場の安定的な管理
基本方針 3 環境学習の推進と環境保全活動の支援	環境学習の推進	環境情報の提供
		環境学習の機会確保
	環境保全活動の支援	市民・事業者への環境保全活動の支援
		環境保全活動に関わる人材の活用

2. 施策の展開

前項で掲げた施策について、以下のとおりの取り組みを進めていきます。また、各方針において、市民と事業者に期待される役割についても以下のとおり設定します。

●基本方針1 4Rによるごみの減量化・資源化の推進

(1) ごみの発生抑制・再使用の推進

①生ごみ減量化の推進

- ・現在、本市にて排出されている家庭系の燃やせるごみのうち、約4割が「生ごみ（厨芥類）」であり、ごみの総排出量削減に最も効果的なのが生ごみの減量化です。そこで、現在行っているコンポスト等の生ごみ処理器の無償貸与を継続します。また、他自治体の生ごみ減量化の取り組みや堆肥化等の資源化施策についての調査・研究を行い、費用対効果を検証したうえで、本市での施策導入の可能性について検討します。同時に、生ごみの水切り・ひと絞り、食品ロスの削減についても、より積極的な広報活動に取り組みます。

②4Rの推進

- ・ごみの発生抑制を推進するため、市民・事業者・行政、それぞれの主体が連携して4R（リユース・リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを推進します。
- ・リユースについての市民意識の向上を図るため、マイボトルの使用等、ごみの発生抑制のために簡単で効果的な手法を市の広報やイベント等を通じて啓発・普及を行います。
- ・リターナブルびんの店頭回収の利用を推進するとともに、各種イベントで使用される食器については、繰り返し使用のできるリユース食器の使用を促進する等、廃棄物の発生抑制を図ります。
- ・更なる資源化率向上のため、プラスチック使用製品の資源化について検討します。

③事業系ごみ減量化の推進

- ・多量のごみを排出する事業者に対して、減量化・資源化を促すための基準や指導体制を確立するための施策や条例の整備を検討します。

④ごみ処理有料化の検討

- ・ごみ処理の有料化は、ごみ排出抑制に一定の効果があると言われており、本市においても検討を進めてきました。有料化の導入によって市民負担の公平性の確保などのメリットが見込める一方で、家計への負担の増加、不法投棄の増加といったデメリットも存在することがわかっています。そのため、本市ではこれらの課題を総合的に考慮し、ごみ処理有料化の導入は困難な状況にあると思われます。しかし、全国的に有料化が導入されている中、処理費の負担の公平性や導入の目的を検証し、継続的に検討する必要があります。

(2) 資源化の推進

①資源回収事業の推進

- ・可能な限り資源化を図り、焼却及び埋立処分されるごみを極力削減するため、現在の6種12品目による資源回収事業を継続し、中間処理後の残さで資源化可能なものは積極的に資源化を行います。
- ・生ごみの堆肥化や毛布の資源化等の新たな品目の資源化の可能性や、焼却灰の有効利用について調査・研究を行います。
- ・資源物の円滑な資源化を図るため、プラスチック製容器包装、ペットボトル、あきびん等については不適合物の混入を抑制し、品質を確保する取り組みを行います。
- ・資源回収事業を円滑に行うため、集団回収の実施地区に対する支援を継続するとともに、集積所からの資源物等の持ち去りを防止するため、防止条例の制定や定期的なパトロールを行い、資源化の推進及び安全・安心なごみ出し環境の確保に努めます。

資源物持ち出しの様子



②古紙類資源化の推進

- ・事業者に対し、市が行う文書資源化の取り組み内容について周知・普及に努め、資源化可能な古紙類の搬入規制等も検討しながら古紙類の一層の資源化を図ります。
- ・市庁舎から排出される資源化可能な文書（シュレッダー紙を含む。）について分別排出及び資源化処理等の取り組みを市が率先して推進します。

文書の細断処理



③草木資源化の推進

- ・草木類については、ひゅうがリサイクルセンターでの固形燃料（R P F）精製の原料として草木類を使用しなくなったため、資源化率が著しく低下しています。搬入量の減少している剪定樹木については、チップや薪による資源化から、バイオマス燃料化へと移行し、発電としての有効活用を図ります。

【市民に期待される役割】

- ・「食材を買い過ぎず・使い切る・食べ切る」ことの実践
- ・30・10（さんまる・いちまる）運動をはじめとした食品ロス削減への取り組み
- ・フードバンク、フードドライブの活用
- ・「生ごみの水切り・ひとしほり」の実践
- ・生ごみ処理器や堆肥化容器の活用
- ・詰め替え可能な商品や繰り返し使用可能な容器を用いた商品の選択
- ・レンタル、リース、中古品の活用
- ・資源物の分別区分・品目、排出方法・容器・場所・日時等の排出ルールの遵守
- ・リターナブルびん（ビールびんや牛乳びん等）の店頭回収の利用
- ・古紙類、草木リサイクルへの協力

【事業者に期待される役割】

- ・ごみの排出を抑制するため、製造業における原材料の選択や製造工程の工夫等の取り組み
- ・過剰包装を抑制するため、製造・加工・販売等に際して、容器包装の簡易化、繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造・販売
- ・リターナブル容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制
- ・環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の使用促進と使い捨て品の使用抑制
- ・食品廃棄物の排出を抑制するため、食品小売業における販売方法の工夫や外食産業における食品ロス削減につながる取り組み
- ・事業系ごみの減量化に向けた自主的な取り組みと市の施策への協力
- ・事業系ごみに含まれる資源物の分別の徹底
- ・機密文書を含む資源化可能な文書の資源化への協力

●基本方針2 安心・安心で安定したごみ処理の推進

(1) ごみの適正処理の推進

①排出マナー向上の促進

- 適正な分別排出を促すために、分別ルールが守られていない世帯への戸別訪問を継続して行うとともに、ごみ減量化推進員や集合住宅の管理会社と連携・協力して、不適正排出を防止する対策を講じ、分別の徹底を図るための施策や条例の整備についても検討します。
- 市民の分別意識の状態を把握し、ごみの減量化・資源化の新たな施策立案の基礎資料等とするため、集積所における排出段階のごみの組成を調査します。
- 外国人の方をはじめ、高齢者や子どもにもわかりやすいごみ分別の啓発を推進します。



②事業系ごみ適正処理の推進

- 事業系ごみについては、ごみ処理施設に搬入する収集車の内容物検査（展開検査）、排出事業者及び許可業者への立入検査等を継続して行い、適正な処理を推進するとともに、産業廃棄物の混入については受け入れない等の取り組みを強化します。
- 許可業者の担当者向けの講習会の実施、排出事業所への出前講座等を通じて、ごみの減量化、資源化について積極的に啓発活動を行います。

③不法投棄防止対策の強化

- 不法投棄の多発地域への重点的なパトロールを行うとともに、啓発用看板や監視カメラの設置による監視体制の強化や、ポイ捨て等の禁止・罰則等の検討等、積極的に不法投棄の防止対策を講じます。



不法投棄のパトロール



(2) 安全で適正なごみ処理体制の構築

①効率的で安全な収集・運搬体制の整備

- ・ごみの収集・運搬を確実に実施するため、安全性和安定性を確保しながら、効率的な収集・運搬体制の整備に努めます。
- ・収集・運搬業務における事故等の防止のため、安全・衛生管理の維持に努めます。
- ・在宅医療廃棄物の適正処理を推進するため、関係機関と連携して周知・啓発を図ります。また、新型インフルエンザ等感染症に配慮し、廃棄物を介した感染防止に徹底して取り組みます。
 - ・ごみの排出方法や排出容器、収集回数等、市民のニーズに対応した効率的な収集サービスの充実を図ります。
 - ・高齢や要介護状態により、ごみ出しが困難な世帯に対しては、まごころ収集を行うとともに、対象世帯の粗大ごみ収集等のサービス拡充も検討します。
 - ・クリーンステーションの管理を支援するため、散乱防止ネットの無償貸与、カラス対策イラストの配布、啓発看板等の作成・設置を行います。

家庭系ごみの収集作業



カラス対策イラストの一例



②適切な中間処理体制の維持

- ・焼却施設を運営する広域連合、燃やせないごみ・粗大ごみ・資源物処理施設を運営する民間業者、その他の関係機関とも連携しながら、施策の実施状況に応じた適切な処理体制の維持に努めます。

指定法人によるペットボトルの選別



③最終処分場の安定的な管理

- ・ごみの減量化・資源化の推進により、焼却灰や不燃性残さを減らすことで最終処分場の延命化を図ります。
- ・処分場周辺の生活環境を保全するため、施設の適正な維持管理に努めます。
- ・将来的な処分場の確保について、広域連合及び関係機関とも連携して取り組んでいきます。
- ・埋立が終了している最終処分場の廃止に向けた手続きを進めます。

日向市一般廃棄物最終処分場の様子



【市民に期待される役割】

- ・ごみの分別区分・品目、排出方法・容器・場所・日時等の排出ルールの順守
- ・排出禁止物（家電リサイクル法対象物等）の適正な処理
- ・ポイ捨ても含めたごみの不法投棄防止対策への協力
- ・新型インフルエンザ等感染症の感染拡大防止の取り組み（ごみ袋をしっかりと縛って封をする等）

【事業者に期待される役割】

- ・排出事業者における事業活動に伴って生じた廃棄物の適正処理の実施
- ・処理業者における適正な収集運搬及び処理の実施と安全性・安定性の確保
- ・処理業者における処理体制の整備と施設等の維持管理の徹底
- ・排出事業者及び処理業者の市の施策への積極的な協力
- ・新型インフルエンザ等感染症について、従業員に対する徹底した感染防止策の指導、普及啓発

●基本方針 3 環境学習の推進と環境保全活動の支援

(1) 環境学習の推進

①環境情報の提供

- ・市の広報やホームページを積極的に活用し、ごみやリサイクルに関する情報を分かりやすく提供するとともに、内容をできるだけ豊富なものとするように努めます。
- ・資源物、ごみの適正排出を支援するため、「適正処理ガイドブック」の配布、スマートフォン・タブレット利用者への「日向市公式アプリ」の配信等、様々な媒体を通じた情報提供の充実に努めます。

②環境学習の機会確保

- ・出前講座、施設見学、水辺環境調査、職業体験学習、市民イベントへの出展などを継続して行い、幅広い年齢層の市民が身近に環境学習の機会を得られるよう、自治会や事業所においてもこれらの取り組みを推進します。
- ・外国人就労者に向けたごみ分別の啓発を推進します。

水辺環境調査の様子



出前講座の様子



市民イベントへの出展（オール日向祭）



(2) 環境保全活動の支援

①市民・事業者への環境保全活動の支援

- ・市民や事業者と積極的に連携し、環境保全及び循環型社会構築の取り組みを促進するとともに、その自主的な活動を支援します。
- ・事業者のごみの減量化・資源化に向けた自主的な取り組みを促進するため、取り組み状況の把握を行うとともに優良事業者の紹介や表彰等、事業者の環境意識の向上につながる効果的な制度の導入を検討します。

②環境保全活動に関わる人材の活用

- ・ごみ減量化推進員や河川モニターと連携協力し、現状の把握や、ごみの減量化・資源化に努めることで環境保全を促進し、持続可能な循環型社会を目指します。

【市民に期待される役割】

- ・ごみ・環境問題への関心と理解の向上
- ・市の提供する情報（広報やガイドブック等）の活用や環境学習（出前講座等）への参加
- ・自治会や市民団体、事業者等が行う環境活動への参加

【事業者に期待される役割】

- ・事業活動における環境配慮の自主的な取り組みの推進
- ・ごみ・環境問題に対する意識の向上・定着を図るための従業員研修等の実施
- ・環境に関する研修会や講習会への参加
- ・事業者が有するごみ処理・環境保全技術や関連施設の情報提供、人材の派遣等を通じた地域の環境学習の推進への協力
- ・市や市民が行う地域の環境保全活動への参加・協力

市主催の事業者向けセミナー



第3節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

基本方針2「安全・安心で安定したごみ処理の推進」に関する基本的事項を以下に示します。なお、各事項の詳細については、各年度のごみ処理実施計画及び分別収集計画で定めることとします。

1. 収集・運搬計画

ごみの収集・運搬は市民生活に直結するものであり、市民の快適で衛生的な生活を確保し、適正なごみ処理を行うためには必要不可欠なものです。このため、安全性と安定性を確保しながら、効率的な収集体制の整備に努めるとともに、市民のニーズに対応した収集サービスの充実を図ります。

(1) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別区分

ごみの種類及び分別区分について、当面は表 2-1 で示した種類及び区分を継続しますが、制度変更や資源化品目の拡充等、ごみの減量化・資源化の施策に合わせて必要に応じ追加・変更するものとします。

(2) 収集・運搬量

将来的な収集・運搬量の見込みを表 4-3 に示します。

表 4-3 収集・運搬量の見込み

区分		令和6(2024)年度 (実績値)	令和17(2035)年度 (予測値)
直接焼却量(燃やせるごみ)		15,146	14,094
家庭系	市収集	8,121	7,688
	直接搬入	1,754	1,660
事業系	許可収集	3,932	3,539
	直接搬入	1,339	1,206
破碎処理量(燃やせないごみ、粗大ごみ)		1,085	1,027
家庭系	市収集	266	252
	直接搬入	817	774
事業系	許可収集	2	1
	直接搬入	0	0
資源化処理量(資源物)		2,795	2,645
家庭系	市収集	2,193	2,076
	直接搬入	589	557
事業系	許可収集	10	9
	直接搬入	3	2

(3) 収集・運搬体制

収集・運搬体制について、当面は表 2-3 で示した体制及び方法継続します。また、市による定期収集、許可業者による収集・運搬、排出者による直接持込み、排出禁止物の収集・運搬についても、表 4-4、表 4-5、表 4-6 に示す方法等を継続しますが、収集・運搬量の見込み、法令等の改正・社会情勢の変化、制度・施策の変更、市民ニーズへの対応等、必要に応じて変更するものとします。

表 4-4 市による定期収集（家庭系ごみ）

ごみの種類及び分別区分	収集回数	収集等の方法
燃やせるごみ	週 2 回	指定袋に収納して集積所に排出されたものを塵芥車により収集します。
燃やせないごみ、有害物		
プラスチック製容器包装		
古紙類	月 2 回	ひもで十字にしばる、または紙袋に収納し、集積所に排出されたものを塵芥車またはトラックにより収集します。
古布類		ひもで十字にしばる、または指定袋に収納し、集積所に排出されたものをトラックにより収集します。
あきびん		市が集積所に設置するコンテナ（東郷町域は指定袋）に排出されたものをトラックにより収集します。
ペットボトル		指定袋に収納して集積所に排出されたものを塵芥車により収集します。
缶類		

※指定袋：市規則に規定する指定袋（容量が 15～45L、厚さが 0.025mm 以上の完全透明袋）

表 4-5 許可業者による収集・運搬

ごみの種類	収集等の方法
家庭系ごみ (粗大ごみ・一時多量ごみ)	排出者が許可業者に依頼し収集・運搬するものとします。 分別区分は、表 2-1 と同様とし、収集場所・日時等は排出者と許可業者との協議により指定するものとします。
事業系ごみ（あわせ産廃を含む）	排出者が許可業者に依頼し収集・運搬するものとします。 分別区分は、家庭系ごみと同様とし、収集場所・日時等は排出者と許可業者との協議により指定するものとします。
地域清掃ごみ	排出者が許可業者に依頼し収集・運搬するものとします。 分別区分は、可燃系ごみ・不燃系ごみ・資源物とし、収集場所・日時等は排出者と許可業者との協議により指定するものとします。
イベントごみ	排出者が許可業者に依頼し収集・運搬するものとします。 分別区分は、一般廃棄物は家庭系ごみと同様、廃プラスチック等は産業廃棄物の種類別に分別し、収集場所・日時等は排出者と許可業者との協議により指定するものとします。
側溝汚泥*	排出者が許可業者に依頼し収集・運搬するものとします。 収集場所・日時等は排出者と許可業者との協議により指定するものとします。

※側溝汚泥：道路側溝に堆積した泥状物であって、自治会等が主体となり実施した清掃活動で発生したものに限ります。

表 4-6 排出者による直接持込の方法

ごみの種類	収集等の方法
家庭系ごみ (粗大ごみ・一時多量ごみ)	分別区分は、表 2-1 を適用し、中間処理施設が指定する受入日時に持ち込むものとします。
事業系ごみ（あわせ産廃を含む）	分別区分は、家庭系ごみと同様とし、中間処理施設が指定する受入日時に持ち込むものとします。
地域清掃ごみ*	分別区分は、可燃系ごみ・不燃系ごみ・資源物とし、中間処理施設が指定する受入日時に持ち込むものとします。
イベントごみ	分別区分は、一般廃棄物は家庭系ごみと同様、廃プラスチック等は産業廃棄物の種類別に分別し、中間処理施設が指定する受入日時に持ち込むものとします。

*地域清掃ごみ：公共の場所等のボランティア清掃で、実施主体自ら処理施設に持ち込むことが困難な場合に限り、事前協議の上、市が収集・運搬することができるものとします。

排出禁止物については、表 4-7 に示すとおりで、購入した販売店又は処分業許可業者、もしくは専門業者に引取りを依頼する等、適正に処理するものとします。また、在宅医療廃棄物のうち、表 4-7 に示すものは、処方された医療機関・調剤薬局へ返却するものとします。

表 4-7 排出禁止物の例

ごみの種類	品目の例
家電リサイクル法対象物	冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、テレビ、エアコン、保冷庫、冷温庫
資源有効利用促進法対象物	小型充電式電池
広域認定制度対象物	二輪車(バイク)、FRP船、消火器、火薬類、自動車用・二輪車用鉛蓄電池
タイヤ	自動車用タイヤ、二輪車(バイク)用タイヤ
特別管理一般廃棄物	感染性廃棄物（廃棄物処理法第2条第3項に規定するもの）
感染性の在宅医療廃棄物	注射針、採血用穿刺針及び翼状針等の鋭利なもの、又は注射筒等の注射針を伴う医療器具
有害性・爆発性・引火性のあるもの (特別管理一般廃棄物を除く)	劇物、毒物、農薬等の有害性のあるもの、プロパンガスボンベ、酸素ボンベ等の爆発性のあるもの、ガソリン、灯油、シンナー、塗料等の引火性のあるもの
フロン類使用製品	スポットクーラー、ウォーターサーバー、除湿器
上記以外のもので、市が行う処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせるもの	大型ピアノ、大型機械器具(耕運機等)、耐火金庫(手提げ金庫を除く)、自動車及び二輪車解体部品(タイヤホイール、ドア、バンパー、マフラー等)、家屋等の自己解体に伴う多量の建設廃材(木くず・コンクリートがら等)、多量の事業系一般廃棄物(資源化可能な古紙類、又は木くず類等)等の市が行う処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせるもの

2. 中間処理計画

燃やせるごみと焼却系粗大ごみは、清掃センターにおいて焼却処理を行います。

燃やせないごみと破碎系粗大ごみはリサイクルセンターにおいて破碎・選別処理を行い、処理物に含まれる資源化可能なものは資源化を行います。

資源物は、リサイクルセンター及び民間業者において資源化に必要な選別・圧縮等の処理を行います。

これらの施設を運営する広域連合及び民間業者、その他の関係機関とも連携しながら、施策の実施状況に応じた適切な処理体制の維持に努めます。

(1) 中間処理量

将来的な中間処理量の見込みを表 4-8 に示します。

表 4-8 中間処理量の見込み

区分	令和6（2024）年度	令和17（2035）年度
直接焼却量（燃やせるごみ）	15,146	14,143
家庭系	9,874	9,221
事業系	5,271	4,922
破碎処理量（燃やせないごみ、粗大ごみ）	1,085	1,013
家庭系	1,083	1,012
事業系	2	2
資源化処理量（資源物）	2,795	2,610
家庭系	2,782	2,598
事業系	13	12

(2) 中間処理施設の整備に関する事項

清掃センターは、2度の大規模な改良工事（平成12（2000）年度～平成13（2001）年度：排ガス高度処理施設更新及び灰固化処理施設増設、平成22（2010）年度～平成26（2014）年度：廃棄物処理施設基幹的設備改良事業）を実施し、更に令和6（2024）年度から令和8（2026）年度にかけて大規模な改良工事を実施することで、各設備の良好な状態の維持に努めています。しかしながら、令和7（2025）年度時点で供用開始後34年が経過し、施設全体が老朽化していることから、安定したごみ処理継続のためにも、新たなごみ処理施設の整備が緊急かつ重要な課題となっています。

(3) 中間処理体制

ごみの分別区分ごとの処理施設、処理方法、搬出先等について表 4-9 に示します。なお、この体制については、今後の法令等の改正や制度・施策の変更、リサイクル技術の進歩や施設・処理業者の変更等、必要に応じて変更するものとします。

表 4-9 分別区分ごとの処理施設等

分別区分	処理施設	処理方法	搬出先	
燃やせるごみ 可燃性残さ	清掃センター	焼却	焼却灰・飛灰は最終処分場にて埋立処分	
燃やせないごみ	リサイクルセンター	破碎・選別	不燃性残さは最終処分場にて埋立処分その他金属(鉄くず等)は金属業者へ	
使用済蛍光管・乾電池	リサイクルセンター	選別・保管	国内適正処理業者において、無害化・再資源化処理後、金属メーカー等へ	
使用済小型家電	リサイクルセンター	選別・保管	認定事業者において、レアメタル回収・再資源化処理	
資源物	プラスチック製容器包装	リサイクルセンター	選別・圧縮・梱包	指定法人から再商品化事業者へ
	古紙類(新聞・折込チラシ、ダンボール、紙パック、雑誌・その他の紙)	民間古紙業者 清掃センター リサイクルセンター	選別・圧縮・梱包 保管	国内製紙業者 民間古紙業者
古布類	リサイクルセンター	RPF(固体燃料)化	ボイラー施設へ	
あきびん(無色、茶色、その他の色)	リサイクルセンター	選別・圧縮・保管	再商品化事業者(ワンウェイびん)、びん業者(リターナブルびん)へ	
ペットボトル	リサイクルセンター	選別・圧縮・梱包	指定法人から再商品化事業者へ	
缶類	飲料用缶 カセットボンベ・スプレー缶	民間処理業者 リサイクルセンター	選別・圧縮	金属業者へ(アルミ製・スチール製)
粗大ごみ	焼却系	清掃センター	破碎・焼却	焼却灰・飛灰を最終処分場にて埋立処分
	破碎系	リサイクルセンター	破碎・選別	可燃性残さは、清掃センターで焼却処理するものと、リサイクルセンターで固体燃料化するものに分別 不燃性残さは、最終処分場にて埋立処分

■資源化の一例

● 「使用済蛍光管」

リサイクルセンターで選別された蛍光管は、専門の工場でリサイクル再資源化され、ガラスと蛍光体は新しい蛍光管へ、蛍光体はレアアースに戻ります。令和6(2024)年度、日向市で回収された使用済蛍光管の合計は273kgでした。



● 「R P F」(固体燃料)

リサイクルセンターで製造される固体燃料は、市内で回収された古布類、草木類(剪定・草刈で生じたもの)、木製家具類(粗大ごみ)、可燃性残さ(資源物にならないプラスチック類等)を粉碎・混合したもので、工場や温泉施設等のボイラー施設の燃料として使用されています。



3. 最終処分計画

日向市一般廃棄物最終処分場（第4期埋立地）は、当初の計画では平成26（2014）年度に埋立終了を予定していましたが、ごみの減量化・資源化に係る諸施策の実施効果や人口の減少傾向等により、表2-9で示したとおり、令和6（2024）年度末時点において埋立率70%、残容量38,388m³と、大幅な延命効果が得られています。

今後も、ごみの減量化・資源化の推進や焼却灰の有効利用（セメント原料化等）の検討等により最終処分場の延命化を図るとともに、埋立が終了した埋立地も含めた施設の適正な維持管理に努めていきます。

また、次期最終処分場の確保については、令和13年度以降からの埋立開始に備え、広域連合及び関係機関とも連携して整備事業を進めます。

（1）最終処分量

将来的な最終処分量の見込みを表4-10に示します。

表4-10 最終処分量の見込み

区分	令和6（2024）年度 (実績値)	令和17（2035）年度 (予測値)
焼却残さ	1,741	1,626
不燃残さ	297	278
合計	2,038	1,903

（2）最終処分場の整備に関する事項

最終処分場（第4期埋立地）では埋立終了までに4回の堰堤工事を行います。既に第3堰堤まで完成しており、令和8（2026）年度より、第4期堰堤の築造と遮光シートの更新を実施します。

また、浸出水処理施設については、令和9（2027）年度まで、5ヶ年計画で主要設備の更新を実施し、安定的な汚水処理を行います。

第4節 その他ごみ処理に関し必要な事項

1. 廃棄物減量等推進審議会及びごみ減量化推進員

市民や事業者の意見・要望をできるだけ反映するとともに、ごみの減量化・資源化を円滑かつ適正に処理を進めていくため、重要事項については「日向市廃棄物減量等推進審議会」を設置し、推進体制を整備します。

また、自主的な地域コミュニティのリサイクル活動を促進するため、地域の実情に応じて「日向市ごみ減量化推進員」を配置し、活動報告による現状把握や研修会での意見交換等により連携を図っていきます。

ごみ減量化推進員の研修会



2. 一般廃棄物処理業許可方針

一般廃棄物処理業の許可に関する市の方針について、収集運搬業に関しては、既存の許可業者の処理能力や処理実績、また、本市の一般廃棄物排出量の減少が今後も続くと見込まれることや、現行の体制で適正な処理が確保されていること等を総合的に勘案し、新たな法令等の整備により必要が生じた場合を除き、原則として新規の許可は行わないこととします。

また、既存の許可業者の更新許可等についても、関係法令の遵守状況や処理実績の審査等により、安全性と安定性の確保に努めます。

その他、詳細については各年度のごみ処理実施計画で定めることとします。

3. 海岸漂着物対策

本市の海岸線は、大部分が日豊海岸国定公園に指定され美しい景観を形成していますが、台風や集中豪雨等の自然災害時には大量のごみや流木等が漂着しています。また、ポイ捨てやレジャーなどに伴って放置されたごみもみられます。

そのため、宮崎県と連携して海岸漂着物の円滑かつ適正な処理を行うとともに、市民・事業者の自主的な清掃活動を支援します。

また、市内全域の海岸線等を対象とした環境美化活動である「クリーンアップ日向」を毎年実施し、本市の海岸における良好な景観及び環境の保全と清潔の保持を図ります。

クリーンアップ日向の様子



4. 災害廃棄物対策

震災や風水害等の大規模災害発生時における災害廃棄物の迅速かつ適正な処理の推進を図るため、「日向市地域防災計画」との整合性を図りながら「日向市災害廃棄物処理計画」の見直し・改訂等を適宜行います。

第5節 計画の進行管理

ごみの減量等の目標値を達成するためには、取り組みの状況や目標値の達成状況等を定期的にチェック・評価し、施策の改善を行っていくことが重要です。この考えに基づいて、本計画では、Plan (計画の策定)、Do (施策の実施)、Check (評価)、Action (改善・代替案) から成るPDCAサイクルを取り入れ、市民・事業者・行政の協働により、継続的な改善を図っていくものとします。

計画 (Plan)	実行 (Do)
・目標の設定 ・計画の策定	・施策の実施 ・取組への参加
点検・評価 (Check)	見直し (Action)
・進捗状況の把握 ・達成度の点検	・総合的な見直し ・計画の改善

図 4-2 計画の進行管理方法

